

平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成 29 年 6 月 15 日午前 10 時 00 分、第 2 回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番	木村圭君	第 2 番	大澤由香里君	第 3 番	澤本幹男君
第 4 番	清水明君	第 5 番	小峰陽一君	第 6 番	石田芳英君
第 7 番	宮野亨君	第 8 番	高橋邦男君	第 9 番	原島幸次君
第 10 番	村木征一君	第 11 番	師岡伸公君	第 12 番	須崎眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第 121 条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福 祉 保 健 課 長	清水 信行君
観 光 産 業 課 長	天野 成浩君	地 域 整 備 課 長	須崎 政博君
会 計 管 理 者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 3 号]

平成 29 年 6 月 15 日 (木)

午前 10 時 00 分 開議

会 期 平成 29 年 6 月 13 日～6 月 15 日 (3 日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	——	議長開議宣告	——
2	——	一般質問 (11 名) 1 石田 芳英議員 2 村木 征一議員 3 原島 幸次議員 4 澤本 幹男議員 5 師岡 伸公議員 6 高橋 邦男議員 7 木村 圭議員 8 宮野 亨議員 9 清水 明議員 10 小峰 陽一議員 11 大澤由香里議員	——
3	——	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	——	議員派遣について	決定
5	——	町長あいさつ	——

(午後 3 時 24 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いします。

日程第2 一般質問を行います。通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに、6 番、石田芳英議員。

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。おはようございます。

平成 29 年第 2 回定例会の一般質問をいたします。

私からは、1 項目、林道等の整備状況と今後の整備計画や方針について質問させていただきます。

奥多摩町は面積の 94%が山林で、全域を秩父多摩甲斐国立公園に含まれ、観光立町の町であり、一方、林業については衰退現象にありますが、東京都の森林再生事業や水の浸透を高める枝打ち事業等により事業規模はあり、また、近年の災害発生、そして生活道としての利活用など林道の果たす役割は年々大きくなっていると考えます。そして林道は通り抜けができて初めて道としての機能や役割を発揮するものと考えますが、まだまだ行きどまりの林道が多い状況です。

現在、奥多摩町の林道は、町が管理しているのが 28 路線、都が管理しているのが 17 路線の合計 45 路線とのことです。その他にも町が管理する町道もあり、町としては全 334 路線あり、中にはセラピーロードや散策路として活用している道もあります。

以上を踏まえ、以下お伺いいたします。

①奥多摩町の今までの林道の整備状況はどのようなだったか。その概要についてお尋ねします。

②今後の林道等の整備計画や整備方針についてお尋ねします。

③町道の中にはセラピーロードや散策路として観光のために活用している道もありますが、ガードレールの色が白で汚いところもあり、茶系に統一して景観改善につなげられればと思いますが、色彩等も含め、町道の景観対策についてお考えはいかがか、お聞かせください。

以上 3 点についてよろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の林道の現況と今後の整備についての一般質問にお答え申し上げます。

林道は、多面的な機能を有する森林を適正に管理するため、また、木材等林産物の搬出や森林の保育、森林防災にとって重要な役割を果たしております。また、林道を日常的に利用している住民にとっては重要な生活道路でもあることから、町としましては支障がなく快適に利用していただけるよう維持管理に努めているところであります。

初めに、奥多摩町の林道の今までの整備状況についてであります。現在、町が所有する林道は 24 路線で、林道以外の作業道 4 路線を含めると 28 路線となります。

これら林道の整備状況につきましては、第 5 期長期総合計画に基づき、計画的に開設事業並びに改良事業を実施しており、あわせて補修等が必要な林道についても計画的に維持補修工事等を実施しているところであります。

開設事業では、延長 1,250 メートルの名坂線林道開設工事を平成 24 年度から 6 カ年計画で進めており、今年度で完了する予定であります。

この名坂線林道は、都産業労働局の林道整備促進事業により補助率 10 分の 10 で実施しており、都においても重点事業に位置づけられている林道であります。また、この林道につきましては、受益者等から延伸の要望がありますので、今後、東京都と協議を行い、延伸について検討してまいりたいと考えております。

改良事業では、28 路線のうち作業道を除く 24 路線については 30 年以上経過している林道が多いことから、落石やのり面の崩壊が頻繁に発生しており、危険なため、東京都から補助率 10 分の 7 の財政支援を受け、各路線の整備を実施しているところであります。

これら整備の内容につきましては、落石防護網等の設置、のり面整備、洗堀された路面等の整備を行っておりますが、大規模なものにつきましては数カ年計画で実施するものもございます。

また、東京都が単独で実施する都施工林道につきましては、東京都の林道網及び整備計画に基づき実施しておりますが、現在、町内においては、梅沢寸庭線と越沢線の 2 路線を計画的に進めているところであります。このうち梅沢寸庭線につきましては、梅沢と小丹波寸庭を結ぶ総延長 6,907 メートルの林道になりますが、既に町が開設した寸庭林道延長 2,197 メートル、梅沢林道延長 820 メートルを都が延長して循環させるというもので、計画期間につきましては、平成 19 年度から平成 31 年度の 13 カ年計画で、都が施工する計画延長につきましては 3,890 メートル、幅員 4 メートルの開設工事となります。

また、越沢線につきましては、棚沢坂下と海沢を結ぶ総延長 5,300 メートル、幅員 4 メートルの林道になりますが、既に都が林道として開設した海沢林道大櫓峠から棚沢坂下集落に向けて工事を進めており、計画期間につきましては、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 カ年計画となっております。

都における都施工林道につきましては、町内の集落間を結ぶ林道ということで、その開設には時間と大変な費用を要するものでありますが、完成後は森林・林業の活用や保全是もとより、山林火災等を初め、災害時における連絡道路等の役割も期待できるところから、一日も早い完成に期待をしているところであります。

次に、林道の今後の整備計画や整備方針についてであります。林道の開設事業につきましては、先ほど申し上げましたように、名坂線林道開設工事を進めており、今年度に完了見込みとなっておりますが、その後の延伸につきましては都産業労働局と協議の上、進めてまいりたいと考えております。

また、川井グリーンビレッジから大丹波対岸に向けて開設を進めていた林道熊沢線につきましては、民宿熊沢までの 2,400 メートルを林道として開設し、残り 192 メートルを都市町村土木補助により町道南平熊沢線として整備を進めております。

平成 31 年度には大丹波川をまたぐ延長 32 メートルの橋梁を設置し、都道 202 号線と接続しますので、川井と大丹波が循環できるようになり、大丹波地域の住民の皆さんの利便性の向上や災害対策にも十分な機能が果たせるものと考えております。

林道の中でも住民の生活道路として利用している熊沢線、丹三郎寸庭線、白丸線、安寺沢線、イヤ入線、栃寄線、槐木線の 7 路線につきましては、住民生活に支障がないよう日常点検を行うとともに、維持補修工事を計画的に実施しております。

また、大丹波林道につきましては、町のヘリポートがありますので、定期的に点検を実施して、災害時に支障がないよう努めております。

次に、景観保全のためのガードレールの色についてであります。町内におけるガードレールの色は、国道・都道・町道とも基本的には白色が設置されております。

また、自然公園法が規定する特別地域においては、ガードレールなどの防護さくの色を茶色にするよう指導される場合もありますが、その目的は、特別地域の景観を保全する目的で行われるもので、住民が日常的に利用する生活道路などについては、ガードレール等の、防護さくの色については指導されることはありません。

また、国道・都道・町道において設置する白色のガードレールにつきましては、白色が昼夜を問わず視認性に一番すぐれているからだと言われております。このため緑色や茶色

のガードレールは周囲の景観に重なり、景観上はよいのですが、車を運転するドライバーからすると、ガードレールの存在やガードレールまでの距離がわかりにくいなどの問題があり、事故の未然防止のためにも白色のガードレールが主流になっているものと思われます。

このようなことから、自然景観の保全ももちろん大切なことでありますが、町にあっては、今後も白色のガードレールを設置することで、車両事故等の抑制並びに住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

議員からご指摘のガードレールの汚れ等につきましては、今後の道路管理業務の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

最後の色彩等につきましては、安心・安全という観点から白色を基本にして汚れ等はなくすというお話でしたけれども、観光地は特に色彩等とか、これからオリンピック等もありますので、色彩の改善等も必要かなと思いますので、もしできれば前向きにぜひご検討いただければというふうに思っております。

1点再質問なんですけども、ほかの観光地ではガードレールの橋とか、あるいは標識にその地のゆるキャラなどの形どったものを設置しているケースがございますけれども、例えば奥多摩町のわさびーとか、あるいはミツバツツジ、ヤマドリなどをあしらったものを町道の要所要所に設置したり描いてみれば、大変心がなごんだり、観光客の方々も喜ばれるのかなというふうに思いますけれども、このような点も観光地として必要かなということでご検討いただければと思うんですけども、この点について何かあるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 6番、石田議員の再質問にお答えします。

本来でしたらガードレールの整備目的につきましては、車両や歩行者の安全確保のために設置されるものであって、今、町が管理している町道においてはほとんどが生活道となっております。また、議員が申されるように、ゆるキャラとかそういうものを設置するのであれば、観光的に設置するのであれば、幹線道路である国道、都道が一番望ましいと思われます。今後、またそういったことも踏まえて、ガードレールにつきましてはゆるキャラとかミツバツツジ等を設置していきたいと思いますが、コスト面でもガードレールに設

置する場合は焼きつけとか、ステッカーとかそういう形になるかと思いますが、今後検討していきたいと考えます。

また、私が認識する限りでは、山口県では県道にオレンジ色のガードレールをつけたり、埼玉県ではガードレールではないんですけど、ガードパイプに彩の国とかそういったものを描いているところもあります。ちょっと町としては今後の検討課題としてご理解いただければと思います。

以上です。

○6番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

それでは、私は、本定例会に1件の一般質問を行います。

国民の祝日・山の日の制定と記念イベントについてであります。

国民の祝日・山の日が、昨年平成28年8月11日、16番目の国民の祝日として施行されました。山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するという趣旨で制定をされたものでございます。

海の日が平成8年に制定されましたが、海の日と対をなす祝日として山の日を制定してほしいという日本山岳会や自然保護団体などから声が上がリ、平成25年に超党派の国会議員による山の日制定議員連盟ができ、議員連盟の会長は、「我が国の国土の70%は山であり、我々は多くの山の恩恵を受けて生活をしています。大自然の根本である山と向き合い、その恩恵に感謝し、山との共存共生を図ることは極めて有意義だ」と祝日法改正案の提案理由を国会で説明をいたしました。

8月には祝日がなかったことや、お盆休みのスケジュールの自由度を増し、旅行先や帰省先で山野の自然を楽しむチャンスが増すであろうということで8月11日に決まりました。

第1回山の日の記念全国大会の式典が8月11日、長野県上高地で皇太子ご一家を招いて開かれ、約400人が出席し、自然保護や安全な登山普及などを誓ったところでございます。登山が趣味の皇太子様からは、「多くの人が山に親しみ、その恵みに感謝するとともに、美しい豊かな自然を守り、次の世代に引き継いでいくことを願います」とお言葉を述

べられたところでございます。

当町にもご案内のとおり、東京都最高峰の雲取山を初め、多くの山々が点在しておりますが、今年は西暦 2017 年と雲取山の 2,017 メートルに合わせて何か記念のイベントを計画したらどうかと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の国民の祝日・山の日制定と記念イベントについての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、山の日、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 43 号）が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、国民の祝日として新たに設けられました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行され、平成 28 年から 8 月 11 日は山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨として、16 番目の国民の祝日、山の日が新設されました。

制定の経緯といたしましては、国民の祝日として山の日を制定することを求める日本山岳会を初め、全国山の日協議会加盟団体や既に山の日を制定していた地方自治体、その他山岳関係者や自然保護団体等からの意見を受け、平成 25 年 4 月、超党派の議員連盟山の日制定議員連盟が設立され、協議等を重ね、議員連盟は同年 11 月 22 日の総会で 8 月 11 日を山の日とすることを決定し、その後、平成 26 年 4 月 25 日、衆議院本会議で可決し、参議院に送られ、同年 5 月 23 日に改正祝日法が賛成多数で可決、成立し、制定に至ったものであります。

現在では山の日を記念するさまざまな行事・イベント等が開催されておりますが、山の日制定を記念し、第 1 回山の日記念全国大会実行委員会の主催により、第 1 回山の日全国記念大会が平成 28 年 8 月 10 日から 11 日までの 2 日間、長野県松本市上高地（記念式典会場）及び松本市街地（祝祭式典等）で皇太子同妃殿下並びに愛子内親王殿下をお迎えし、開催されております。

この全国記念大会の理念として、山の日制定の制定趣旨、山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝するを国内外に浸透を図ること、山に関する歴史や文化、環境、観光、安全、教育等の山の人とのかかわり方を見つめ直し、さまざまな課題の解決につながる契機とするとともに、次代を担う子どもたちと一緒に豊かで美しい山の未来を創造する第一歩とすること、世界で初めて山を対象とした祝日であることを国内外へ発信するとともに、山に関する国内外の幅広いネットワークを構築することを掲げております。

また、本年、第2回山の日記念全国大会は、第2回山の日記念全国大会実行委員会の主催により8月10日から11日までの2日間、栃木県那須町で開催されると報じられております。

町では、山の日施行前のプレイベントとして平成27年11月3日、都庁前の都民広場及び都民ホールにおきまして山の日の趣旨でございます、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝すること及び東京の森の魅力を発信すること並びに東京都自然公園利用ルールの周知を図ることを目的に、町と檜原村、山と溪谷社が主催し、また、東京都環境局が共催となり、さらには青梅市、八王子市など森林を抱える5市町と日本山岳協会など3つの山岳団体や朝日新聞、毎日新聞など多くの団体が後援者となって第1回東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティングを開催いたしました。

また、平成29年3月19日には、都庁前の都民広場及び都民ホールにおきまして、自然公園をテーマに森林セラピーの効用、「雲取山荘主人の新井信太郎氏が語る東京都最高峰雲取山(2,017m)と雲取山荘を巡るものがたり」や東京の山、世界の山など5名の講演者の方々によるトークイベントとして第2回東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティングを開催いたしました。

また、都民広場では、展示ブースとして、わさび漬け、シカ角ストラップ及び奥多摩天然水などの販売を行い、都民ホールでは、東京の山2017写真作品コンテストなどを行いました。

町内では8月11日に山のふるさと村、都民の森、一般社団法人奥多摩観光協会及び一般財団法人おくたま地域振興財団のイベントをPRするポスターを作成し、山の日イベントとして開催し、各イベントともに多くの参加者でにぎわいました。

ご質問の山の日記念イベントについてであります、日本の国土の約7割を山が占めることから、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨として、16番目の国民の祝日として平成28年に制定された山の日を記念するとともに、西暦2017年は日本百名山の一つでもある雲取山の標高2,017メートルと数字が重なることから、町としても雲取山記念イベントを開催いたします。

この記念イベントは、2017年雲取山記念講演として、本年8月20日日曜日、町内在住の世界的な登山家である山野井泰史氏のトークショーと元青梅警察署奥多摩山岳救助隊副隊長として長年尽力されました金邦夫氏によるトークショーなどを計画しております。

現在、共催及び後援を募っておりますが、2017雲取山イベントラリーにつきましても計画しております。

また、山のふるさと村では、8月11日に山の日特別フェア、夜の特別イベントとして街明かりのない山の夜空は流れ星が楽しめることから、ペルセウス座流星群・星・観察会を園内の宿泊者限定で計画し、都民の森（体験の森）では8月11日、12日に「雲取山を望む」と題して大岳山の登山を計画しております。

いずれにしましても、本年の山の日には西暦2017年と町のシンボルであり東京都最高峰として日本百名山の一つでもある雲取山の標高2,017メートルが重なることから、いろいろな団体がこれらのイベントに対して関心を集めておりますので、国や東京都、日本山岳会などの関係機関とも協働しながら、可能な限りの記念イベントを開催することで観光立町奥多摩を大いにPRし、3年後に迫る2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてさらなる観光客の増加を図ってまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○10番（村木 征一君） 再質問はありません。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

それでは、1件質問させていただきます。町の観光用公衆トイレの清掃についてでございます。

観光立町を標榜している奥多摩町には、近年の登山ブームを初め、ハイキング、むかしみちなどへのウォーキング、家族、あるいは若者によるキャンプ場の利用等で年間170万人を超える観光客が当町を訪れております。また、外国人旅行者も目に見えてふえてきており、観光客の増加を図る各種イベントも現在いろいろ行われております。

現在、町では観光用公衆トイレが日本一きれいなまちを目指し、トイレの改修工事のほか、トイレの清掃を行っております。奥多摩町には現在41カ所の観光トイレがあります。5月の日曜日、氷川駐車場の観光トイレを若い2人の青年が洗剤を使い、便器の中をきれいに洗っていたので、「大変な仕事でご苦労さまです。頑張ってくださいね」と声をかけたところ、4月より町内の数カ所のトイレ清掃を専門に行っているとのことでした。

町の観光用公衆トイレの清掃及び改修工事についてお伺いいたします。

トイレ清掃の委託先はどちらなのでしょう。

2番目に今後、全観光用公衆トイレの清掃はどのように対応されていくのでしょうか。

3番目に観光用公衆トイレの今後の改修計画等がありましたらお伺いさせていただきます。

す。

以上について町長のご所見をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9 番、原島幸次議員の町の観光用公衆トイレの清掃についての一般質問にお答え申し上げます。

近年、町の観光は、森林セラピーや第 2 次登山ブーム、トレッキングなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成 24 年に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した観光入り込み調査によると 176 万人にも上り、前回調査の 5 年前に比較して 30 万人以上増加しております。中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国人観光客であります。奥多摩駅前の観光案内所における英語対応は、年間 2,000 件以上にも上ります。

このように年々観光客が増加しておりますが、その要因としては、これまでに取り組んできたキャンプ場や溪流釣り場、温泉センターなどのハード事業、観光客誘致のための各種観光イベントの開催や特色のある観光パンフレット、山里歩き絵図などのソフト事業が徐々に成果としてあらわれていること、また、町の観光の柱として推進してまいりました森林セラピー事業が世の中から注目を浴びるようになり、癒しのまちとしての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

現在、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、さらなるインバウンド、外国人観光客の誘致を図る観点からも、おもてなしの気持ちで日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを推進するため、平成 26 年度に奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針を策定し、計画的に改修整備と委託による清掃等の強化に努めているところであります。

観光用公衆トイレの整備・維持管理指針では、新設トイレ、改修トイレともに健常者、高齢者、障害者、車いす使用者、妊婦、乳幼児を連れた方など、観光用公衆トイレを利用するすべての皆さんが衛生的かつ機能的で快適に使用できる観光用公衆トイレの整備を図る方針であります。

整備方針では、町が管理しております観光用公衆トイレは、現在 41 カ所でございますが、老朽化の度合いや重要性、利用頻度などを考慮し、改修や建てかえを行うとともに、必要に応じて新設も検討することとしております。

整備の具体的内容としては、清掃のしやすさやバリアフリー化を考慮し、極力段差を解

消するとともに、排水も丸型溝から帯状の排水溝に改修し、さらに使用する方が目の届く場所にザックやバッグを置き、つえや傘も立てられるスペースを設置し、照明についても自然採光を積極的に取り入れるとともに、人感センサーとＬＥＤの組み合わせによりエコ化と維持管理費の抑制に努め、各種表示については外国人旅行者にもわかりやすいようピクトグラムを中心とすることなどを掲げております。

また、便器については、外国人観光客や若者のために、大便器は洋式便器に取り換え、あわせて便座は暖房機能があるものを設置し、男性用小便器については目線以上の高さの仕切りをつけること、だれでもトイレについてはベビーベッド、オストメイト対応はもちろんのこと、登山等で汗をかかれた方が着がえられるよう、折り畳み式の簡易脱衣スペースも設置してまいります。

このような整備を行うことで、幼児を含む若者や高齢者、さらには外国人観光客にもきれいで使いやすいトイレが整備できるものと考えております。

清掃管理指針では奥多摩型観光用公衆トイレの清掃基準を設け、専従清掃職員を４名程度配置し、毎日の清掃作業等パトロールを行うことと専従職員育成研修を行い、清掃作業に関する職員の技術向上を図ること、清掃作業時にペーパー・除菌用品・消臭用品等消耗品の供給を随時行うこと、電球交換等軽微な修繕、落書き等の除去、便器等トイレ器具を適宜に専用薬剤により洗浄除菌すること、床の清掃はドライ清掃を基本として、洗浄後はレーキ等により排水を徹底し、事業用の軽車両２台を導入し、効率よく清掃点検を実施すること、トイレ清掃作業員の名称や専用のユニホームの導入を行い、清掃作業のイメージアップを図り、高圧洗浄機などの清掃資器材の導入による高度な清掃の実現を図るとしております。

管理運営形態では業務委託、または直営による業務を行うもの、実施計画の作成に向け、費用対効果を勘案し、有料化等も視野に検討を行うことを維持管理方針としております。

町では、これらのトイレ指針を確実に実行するため、平成 28 年 4 月に一般社団法人日本トイレ協会に加盟し、清掃技術を初めとするトイレのプロの養成も行っております。この日本トイレ協会にはトイレ業界の最大手でありますＴＯＴＯ株式会社や株式会社ＬＩＸＩＬ、中日本高速道路株式会社、無臭元工業株式会社を初め、大学の教授や学生まで 172 会員で構成されており、トイレ協会の会報誌への執筆やシンポジウムでの講演を行い、町の取り組みを発表し、多くの会員と交流を持つことができております。

その結果、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社が社会貢献の一環として、初めて外部での講習会ということで、中央自動車道サービスエリアのトイレ清掃技術等の方

法を教えていただけることになり、本年3月28日、氷川駐車場トイレにおいてパーキングエリアの清掃を実施しているトイレのプロをお招きし、清掃研修会を開催いたしました。当日は、奥多摩総合開発株式会社、日原保勝会、一般財団法人小河内振興財団の清掃者約20名が参加し、トイレの清掃手順、汚れが付きやすい箇所、清掃時の注意点、清掃用具の使用方法等のご指導をいただきました。

ご質問の1点目のトイレ清掃の委託先ではありますが、平成29年度は4月より古里、氷川地区20カ所の観光用公衆トイレを奥多摩総合開発株式会社に委託しており、清掃作業を行う職員は3名で、年齢が40歳代、1日6カ所から10カ所のトイレ清掃を行っております。

トイレの作業を行う職員の名称をクリーンキーパーと呼び、専用軽自動車2台、高圧洗浄機、湿乾両用掃除機等を使用し、清掃を実施しておりますが、トイレの清掃のみならず、周辺の草刈りや屋根の清掃も実施し、トイレの美化に取り組んでおります。既に配備いたしました専用軽自動車2台については、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを清掃作業員の名称としてクリーンキーパーを印字し、今後は作業服などにもプリントし、清掃作業員の自覚と意識の向上を図ってまいります。

次に、2点目の今後観光用公衆トイレの清掃は、どのように対応するかであります、現在、町内20カ所のトイレを奥多摩総合開発株式会社に委託しておりますが、その他21カ所についても移動時間や清掃の質などを考慮し、今後は奥多摩総合開発株式会社に清掃作業を委託する方向で検討しております。

最後に、3点目の観光用公衆トイレの今後の改修計画等についてであります、町内41カ所の観光用公衆トイレのうち、改修工事を完了したトイレが8カ所、改修を行うトイレが22カ所、建てかえが必要なトイレが3カ所、周辺の状況との兼ね合いで建てかえや撤去の検討が必要なトイレが8カ所となっております。平成29年度においては改修を計画している22カ所のトイレのうち、奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針に基づき、外壁、屋根、間仕切り、トイレブース、衛生器具、照明器具、外構及びサイン看板などを主に観光用公衆トイレの改修設計委託を実施し、優先順位をつけ、計画的に改修工事等を行ってまいります。

いずれにいたしましても2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催までに、2年ほど前に宣言をいたしました日本一観光用公衆トイレのきれいなまちを実現するために、東京オリンピック・パラリンピックまでに実現するように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 1点だけお伺いさせていただきます。非常にトイレがきれいになったという住民の皆さんからの声も聞かれて、徐々に本当にきれいになってきたというように思います。さらなるトイレをきれいにしていただくよう、奥多摩行ってよかった、トイレがきれいよかったと、全国に鳴り響くようになればいいと考えております。

そこで1点、非常に登山ブームだったし、キャンプにも電車に乗ってきて若い人が奥多摩駅前に大分来ます。ちょっと奥多摩の数年前に私、一般質問で、氷川の駅前のトイレ、その辺のことについて一般質問させていただいたんですが、そのときに奥多摩町第5期長期総合計画の中でいろいろあそこのほうを考えているということだったと思うんで、非常に利用価値の高い駅前の大型トイレですので、どのくらいで、何年ぐらいである程度改修計画が行われるのか、もしそのような予定があればちょっと教えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 9番、原島議員の再質問にお答えをいたします。

駅前のトイレの改修計画ですけれども、今後5カ年の基本計画も含めながら、実施計画も含めながら検討をしてみますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○9番（原島 幸次君） どうも大変ありがとございました。以上で終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは、1点お伺いさせていただきます。子どもの学校外での安全対策についてでございます。

今年4月、小学校の入学式では2校合わせて合計27名の新入生が入学されました。これも若者定住化対策の成果が出てきたことだと思いますが、まだ道半ばであり、引き続き施策を実施していただきたいと思います。

地域によっては子どもの声が多く聞こえるようになり、高齢者などからはにぎやかでうれしい等の声を聞いております。

しかし、子どもの声が多く聞こえるようになった反面、交通事故やトラブルや事件等に巻き込まれないようにと、子どもを持つ親、家族を含め、地域でも大変心配をしています。

学校だけでなく地域として子どもを育て、守っていくことも重要であり、特に急に子どもがふえたことによる注意が必要と思います。通学時はもとより、帰宅時や休日にも安全に配慮する必要があります。

地域から子ども 110 番の家や防犯連絡所等の協力をいただいておりますが、現在の状況はどうなっているのか。また、今後、学校外の安全対策をどのように考えているのか。地域の協力を得て、登下校時や休日の子どもの見守り等を行うことも可能かと思います。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番、澤本幹男議員の子どもたちの安全対策につきましては、所管が教育委員会になりますので、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 3 番、澤本幹男議員の一般質問、子どもの学校外での安全対策についてにお答えをいたします。

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい事件、あるいは事故が大変多く発生をしております。今年に入ってからだけでも、1 月には兵庫県姫路市の市道で、横断歩道を渡っていた集団登校の児童の列に軽自動車が入り込み、小学校 6 年の男児が重傷、1 年の男児が軽傷を負うという事故が発生をしております。現場は見通しのよい直線道路で、信号はなく、7 名で集団登校しており、はねられた 6 年生が旗を持って先導していたということでございます。

また、神奈川県川崎市の市道では、登校中に横断歩道を横断していた児童をクレーン車が巻き込み、1 名が亡くなっております。

2 月には鹿児島県いちき串木野市の国道において、登校中に信号機のない横断歩道を横断していた児童を軽自動車をはね、1 名が死亡、1 名が重傷するという事故が発生をしております。

また、3 月には千葉県我孫子市でベトナム国籍の小学 3 年生の女子が頭部をかたいもので殴られた上、首を絞められ、排水路わきの草むらで亡くなっていた事件も発生をしております。当日は修了式で、学校から登校していないと連絡を受けた父親が警察と捜索をしたところ、自宅から直線距離で約 600 メートル離れた小学校に向かう途中、自宅を出て間もなく事件に巻き込まれたものでございます。

このように児童・生徒の事故、あるいは事件は後を絶たず、特に小学生が交通事故に遭うケースの多くは飛び出し、信号無視、横断歩道でないところの横断、道路での安全確認不足などが原因となっております。

また、中学3年生までの子どもの交通事故による死傷事故が起きやすいエリアは、約6割が自宅から500メートル以内の、いわゆる生活道路で発生をしているということでございます。ドライバーもこの時間帯なら子どもは通らないと思っているような場所でも子どもが路地などから飛び出してくる可能性があり、ドライバーの油断と相まって事故のリスクが急激に上昇してしまうことがございます。

当町でも大型ダンプやトラックが通る国道・都道が東西を貫いており、奥多摩の道に慣れた観光客の車も多く走っている中で、横断歩道を渡る際、または道路を自転車で走行する際の交通事故に遭うリスクは低いとはいいがたい状況でございます。

また、若者定住化対策の成果によりまして、昨年同時期の比較で小学生が全体で10名増加をしております。転居して間もない奥多摩町での生活の中で安全な場所と危険な場所の区別がつきにくいという子どもも見受けられております。

このような現状にかんがみ、現在の児童・生徒の安全対策の状況でございますが、学校では、学校行事や朝の会などで日常的にさまざまな交通安全に係る指導を実施をしているところでございます。

第1は、毎年交通安全教室を全学年の児童を対象に学校行事として実施をしております。小学校では、安全な歩行の仕方、安全な自転車の乗り方などについて、青梅警察署や交番、駐在所の方々においでをいただきまして、自転車シミュレーターを活用しましてバーチャルな自転車運転体験を行っております。

また、各小・中学校におきましては、安全指導を教育課程に位置づけて毎月1回、朝の時間や学級活動などの時間を活用して、10分から15分の短時間でポイントを絞って指導を行っております。この内容といたしましては、安全な登下校と通学路の確認、踏切や横断歩道の渡り方、降雪や路面凍結時の登下校の注意と対応等を扱っております。

この講話的な安全指導に加えまして、小学校では各学期の始めと終わりに登校班一斉下校時に教員が最後の児童の自宅まで付き添って送ったり、毎月初めに教員が交差点や横断歩道付近に立つなどして、登下校中の児童に実地的な安全指導も行っております。

教育委員会といたしましても校長会、あるいは生活指導主任会などを通じまして、横断歩道を渡る際には青信号になっても左右の確認を十分してから渡るとともに、自動車運転手とアイコンタクトをとり、自動車がとまったことを確認してから歩行し始めることを指

導するように周知をしているところでございます。

また、議員からご指摘になられているように、学校への登校、学校からの下校だけではなく、放課後や学校休業日での友人との遊び、あるいは習い事に行く際にも教員や大人の目が届きにくい時間、あるいは場所での安全な歩行及び自転車の運転が大切になってきていると思っております。このため交通安全につきましては繰り返し指導を行い、子どもたちの心身に確実に身につけていく必要があると考えております。

次に、登下校時のトラブル、あるいは事件などに巻き込まれないようにする生活安全教育についてでございますが、こちらも学校の教育活動において学校行事などで指導を行っているところでございます。

青梅警察署から講師をお招きし、登下校中の不審者対応を中心としたセーフティ教室を小学校で実施をしております。不審者と遭遇した際には「いかのおすし」を実行すると。すなわち、ついていかない、車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、知らせる、この「いかのおすし」を徹底することを指導しております。

さらに中学校では不審者が校内に侵入したことを想定をいたしまして、教員の動き、生徒の心構えにつきましても訓練を行っております。

また、校外におきまして不審者に会い、トラブルに巻き込まれる可能性があるときには、子ども 110 番の家に逃げ込むこともあわせて指導をしております。

現在、町内には古里地区が 67 件、氷川地区が 82 件、計 149 件の家庭、事業所などが子ども 110 番の家に登録されており、すぐわかるように、子ども 110 番の家の旗を目立つところに掲げていただいております。実物をちょっとお持ちしましたけども、こういうものでございます。

今後も児童・生徒が助けを求めて飛び込める緊急避難先の拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、近年ではスマートフォン、インターネット等使用にかかわるこういったトラブル、あるいは事件が社会問題化をしているということで、生活安全教育の一つとして、スマートフォン、携帯電話などの使用に係る危険性、あるいは情報モラルについての指導も必要になってきております。各学校では SNS 学校ルールを設定をし、使用時間を決めること、人の悪口や嫌がることを書き込まないこと、自分や友達の個人情報や写真を掲載しないことなどを規定をしております。本ルールをもとに、子どもたちが主体的に情報モラルを身につけ、スマートフォン、インターネットなどの安全な使用を子どもたちみずから実行できるように学校で指導をしていくとともに、実際にスマートフォンやインターネットを使

う場合は家庭においてということでございますので、SNSに関する家庭ルールづくりを進め、家庭が主体となったスマートフォン、インターネットの安全な使用の実現を図ることが求められていることから、保護者への啓発をあわせて行っているところでございます。

最後になりますが、今後の学校外での安全対策をどのように考えているのかというご質問でございますが、議員のご指摘のように、学校での指導、安全管理だけではなく、地域、あるいは家庭の協力を得て登下校中、放課後、休日の子どもの見守りを行っていくことは大変必要な視点となつてまいります。

そこで教育委員会では今年度から奥多摩中学校を、また、来年度からは古里小学校と氷川小学校をそれぞれコミュニティ・スクールに指定をし、これまで以上に地域や家庭の皆さんにさまざまな教育活動などに参加をしていただき、地域や保護者の力をかりて教育活動のより一層の充実を図る取り組みを進めていく計画でございます。

今後、教育委員会では、学校、地域、家庭が一体となって奥多摩の子どもたちの健やかな成長を促進をしていくために、このコミュニティ・スクールを活用して登下校や放課後、休日の子どもの見守りに地域や家庭の協力を得て、より多くの地域の目により子どもたちの安全・安心な生活を確保していきたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではございませんが、ぜひ子どもは地域の宝であります。本当に地域の協力を得て大事に子どもを育て、守っていくことが大事かと思えます。ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開とします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11 番、師岡伸公議員。

〔11 番 師岡 伸公君 登壇〕

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

それでは、歩いて貯金の健康づくりをについて質問をいたします。

「歩いて貯金」健康を全国に、こんなコピーが先月の日本経済新聞の夕刊に掲載されておりました。ウォーキングでポイントをもらい、かつお金をためられる、高齢者の健康づくりを後押しする仕組みが全国に広がりつつあります。

深刻な高齢化社会は全国各地の町村に広がり、医療費に係る自治体の負担は膨らむばかりです。そこで高齢の住民皆様にインセンティブを与えて健康維持のための運動に関心をもってもらおうという試みが展開されています。毎日の歩数や運動教室への参加、体脂肪率の改善状況に応じてポイントが加算され、後の消費に役立つというシステムです。奥多摩町の立地を考えますと、安全性の確保がこの事業の課題でもあり、条件となりますし、当然のことながら室内での運動には設備投資も必要となっておりまいます。

国の補助金制度は昨年で終了したようですが、住民の健康づくりのための出費はいたしかたないという自治体も出てきております。導入している自治体では医療費の抑制効果、健康づくりの意識高揚など、徐々に効果があらわれつつあり、医療・介護にかかる費用を考えると中・長期的には元が取れるという判断のようです。

このポイント制度を発案した大学教授は、高齢者の運動効果を検証し、肉体健康の若返り、医療費の減少などを証明されました。この成果を人々の暮らしの中で活用したいとその普及に努めましたが、並々ならぬ苦労があったとのこと。自治体への健康志向の啓発活動、職員を巻き込んでの具体的なアプローチによる現場主義を貫いたことで、その思いが伝わりました。

この通告書を提出しました後、埼玉県健康マイレージの記事も紙面に掲載をされました。4月から事業を開始し、現在はまだ自治体の半数も参加していないそうですが、粘り強く将来への投資を訴えていくという記事でありました。

もしも奥多摩で実現できましたらば、集めたポイントは地域通貨に還元し、地元で消費するというシステムはいかがでしょうか。町においても健康づくりのイベントを積極的に展開していただいていると思いますが、関心の薄い人たちにもう一步踏み込んで参加を促せる事業として検討していただけたらと提案をするものであります。

歩いて貯金の健康づくり、町の所見をお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11 番、師岡伸公議員の歩いて貯金の健康づくりについての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、町内の各地域で自主的に朝、あるいは夕方にウォーキングをしている住民皆さんの姿をよく見かけます。ウォーキングは手軽にいつでもどこでもできる身近な運動で、近所に買い物に行く、通勤や通学途中に行くなど、さまざまな機会に実行することができるものであります。

また、ウォーキングは酸素を体内に取り入れて糖質や脂肪をエネルギーに変換する有酸素運動の 1 つで、身体への負荷もそれほど強くなくて長時間続けることができるため、ダイエットに効果的であると言われ、継続して行うことで心肺機能を高め、持久力が高まるとともに、ストレス解消や脳の活性化、生活習慣病の予防などの効果も認められております。

こうしたウォーキングが持つ効果を健康づくりに役立てようと、全国の自治体で健康ポイントやウォーキングポイントといった事業が実施されております。

横浜市では 18 歳以上の市民を対象に、参加者には無料で歩数計がプレゼントされ、この歩数計を持って歩いた歩数が市内約 1,000 カ所に設置された歩数計リーダーによって読み取られ、歩数に応じたポイントが付与され、ポイントに応じて抽せんで商品券等が当たるという事業であります。ちなみに 2,000 歩ごとに 1 ポイントが付与され、1 日最高 5 ポイント、1 万歩までもらえるそうであります。横浜市が目安としているのは、1 日 2,000 歩以上で寝たきりの予防、5,000 歩以上で要介護、認知症、心疾患、脳卒中の予防、8,000 歩以上で動脈硬化、骨そしょう症、高血圧症、糖尿病などの予防に効果があるとしており、市民 23 万人が参加している大規模な事業で、企業との共同事業ということであります。

横浜市ではこのほかにも健康事業に参加し、スタンプカードに押印してもらい、抽せんで景品がもらえるスタンプラリーや 65 歳以上の元気高齢者が老人ホーム等でボランティア活動を行うことによりポイントがもらえるボランティアポイント制度も実施しており、市民がさまざまな活動をする中で健康とともにポイントが得られる仕組みになっております。

また、相模原市では平成 31 年度までのモデル事業として実施している「さがみはら健康ポイント制度」は、ウォーキングによるポイントに加え、健康診査の受診、市の保健事業への参加、実際の検査数値の改善にもポイントを付与しており、より総合的に住民の健

康づくりに寄与するものであります。また、得たポイントは商品券と交換するかと社会貢献、つまり寄附するのどちらかを選べる仕組みになっております。

このポイントの使い道に関しては、実施自治体において商品券や寄附のほかに、例えば地域の特産品やキャラクターグッズとの交換、施設の無料利用など、住民のポイント制度利用を促すためのさまざまな工夫がなされております。

近隣に目を向けますと、日の出町が平成 28 年 1 月から「元気・健康ポイント事業」として、特定健康診査を受けた場合は 100 ポイント、がん検診を受けた場合 70 ポイント、介護予防教室に参加した場合は 30 ポイントなどが付与され、満点の 500 ポイントで町内の店舗などで 500 円分の買い物ができるという事業を実施しているほか、昭島市でも同様の「いきいき健康ポイント制度」「いきいき高齢者ポイント制度」を実施しております。

こうしたポイント制度の導入につきましては、平成 27 年第 4 回定例会で宮野亨議員から、高齢者のボランティアポイント制度導入をという一般質問を受け、平成 29 年度の導入に向け、検討することを申し上げました。実際には第 6 期介護保険事業計画期間中の最終年度ということもあり、実施ができませんでしたが、現在策定作業を行っております第 7 期介護保険事業計画の中で検討したいと考えております。

議員からご提案のあったポイント制度につきましても宮野議員と同様の趣旨と理解しており、議員が申されるように、住民皆様に健康維持のために運動などをしてもらい、その見返りの形で何らかのインセンティブを付与することは、これからの超高齢化社会を迎えるに当たって住民皆様の健康意識の高揚を促し、健康寿命を延ばすとともに、将来的には医療給付費や介護給付費などの保険給付費の減少、保険財政の安定化にも寄与する有用な事前投資であるともいえます。

その上で、町で事業を実施する場合は、庁内横断的な実施体制の確保、住民皆様が利用しやすいものとするための工夫、効果の検証方法などについて慎重に検討し、実効性をもって継続できるものとする必要があります。

その中で住民の利用を促進する工夫として、例えば平成 21 年に作成した奥多摩山里歩き絵図を参考に、21 の自治会それぞれで独自のウォーキングロードを考えてみるのもよいと思います。現行の山里歩き絵図にはそれぞれショートコースとロングコースの 2 種類のコースが紹介され、それぞれの所要時間が記載されておりますが、いずれもかなりの時間を要するコースとなっておりますので、ウォーキングで使用する場合、あらかじめ目安となるキロ数と平均的な歩数等を決めた手軽なコースを設定する必要もあります。

また、インセンティブ付与をする場合、大規模な自治体では介護ポイントと健康ポイン

ト、あるいは自主的な地域貢献を対象としたまちづくりのポイントなど、対象者を限定した制度が設けられ、それぞれインセンティブが付与されておりますが、町といたしましては、それぞれの対象者ごとにポイント制度を設けることはかえって混乱を招くと考えております。そのため例えば介護ボランティアによるポイントも、健康事業への参加やウォーキングによるポイントも、そのほかの分野におけるポイントも、一括して一つの事業として創設し、すべてのポイントを一律に積算し、一定のポイント数によりインセンティブを付与することで、より参加しやすい制度になるのではないかと考えております。

町が実施している特定健診などの受診者数や各種健康づくり事業の参加者も年々増加しており、住民皆様の健康への関心は高まっております。こうした機運を取り入れ、介護予防と健康増進をより一層進め、住民皆様と行政がともにウイン・ウインの関係になることを目指し、実効性があり、長期継続が可能な新たなポイント制度の導入については、関係各課とも連携して協議し、実施に向けて検討したいと思っております。

特に今、師岡議員がおっしゃられた、歩いてポイントというのは基本的な趣旨は、その地域の住民の皆さんが健康で長生きしてほしい、あるいは介護予防、医療費等もかからないで健康でいてほしいという基本的な考え方だと思っております。そういう意味では、昨日ですけれども、長野県が健康寿命、それから死亡率が低いというようなことが厚労省から発表されました。これに私は何で興味があったかという、今、健康づくり推進協議会、それから健康づくりの推進員、この制度を導入したのが長野県がモデルなんです。健康づくり推進協議会を作ったときには健康づくり推進協議会の委員の皆様と一緒に長野県に何回か視察に行って、それを基本に今の健康づくり推進協議会を設立いたしました。保健推進員もそうでございます。当時、私自身はまだ保健福祉課長であったものですから、その人たちと一緒に、まちの健康づくりをどうしたらいいかということで始めました。結果として、今、日本全国で健康寿命、それから死亡率も長野県が低いということで、絶え間なく続けてきた結果ではないかなというふうに思っております。

そういう点では議員の質問の内容と全く同じなんですけれども、健康づくり推進協議会、あるいは推進員がやってきた事業は少しずつ変化をしてきております。当時は一番重点に置いたのは検診事業、住民の検診事業の検診率の向上を図ろうということで、推進員の皆さんに力添えをいただきながら声をかけていただき、そのことによって、今、私が話したようなことが少しずつ解消しているのではないかと。今でもそうですけれども、そういう意味で、当時は保健推進員の皆さんに報償を払ってございましたけれども、それよりは自主的に推進員の皆さんがやる事業について、その予算をつけようということで、今は事業に

対してその予算をつけ、それぞれの 21 地域の推進員の皆さんが自主的にいろいろな事業をやっているという状況でございます。

そういうことがこの歩くことにも含めて通じてくるのではないかなと。そういう部分ではもう少し議員がおっしゃるように、インセンティブをつけて、住民皆さんがインセンティブがあることによってもっと積極的にそういうことをやろうという機運が高まってくればいいなということで、そういうことに向けて検討していきたいなというふうに思っております。

ですから、どこかでやっているポイントの部分ではなくて、うちの場合には総合的な部分を含めてポイントをつくることによって自分の健康、あるいは大勢の人たちが共同していろんなことをやると。そういうふうな制度設計というのができて、それに対してポイントを付与し、また、そのポイントそのものを町内の商品券といいますか、そういうものを含めて町内で消費していただくというようなことができないかなというふうに考えておりますので、この趣旨を十分理解をして、その制度設計に各関係課で検討してまいりたいというふうに思っております。

特に、今、第 7 期の介護保険事業の計画期間に入っております。ここで関係の皆様方にアンケート調査をお願いしておりますけれども、そういう部分を含めて、何が今、うちの健康とそれから介護保険等々の問題を含めて必要なかなというアンケート結果も出てくると思いますので、そういうことを参考にしながら、今ご提言があった部分を真摯に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。

○11 番（師岡 伸公君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11 番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、8 番、高橋邦男議員。

〔8 番 高橋 邦男君 登壇〕

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

2 件質問させていただきます。

1 件目ですが、小河内地域の活性化のために小河内観光の振興をについてお尋ねいたします。

小河内地域は町の中でも特に過疎化が進んでいる地区であります。平成 29 年 2 月 1 日現在の高齢化率は、町全体が 48.7%に対して、古里地区 46.1%、氷川地区は 51.0%、小河内地区に至っては 57.0%であります。それは小河内地域では、やはり公共交通機関が

乏しい上に雇用の場や商店なども少なく、学校もないということが大きな要因になっているんだと思っています。

一方、小河内地域には奥多摩湖や山のふるさと村、水と緑のふれあい館、いこいの路など自然体験・学習、レクリエーションの場としての自然環境が整っています。また、奥多摩観光における人気スポットの中で、奥多摩湖や水と緑のふれあい館などは上位にランクされています。その上、小河内観光にはまだまだ伸び代があると私は思っています。

私は、小河内地域の活性化のためには、小河内観光の振興を図り、地域活力源を生み、雇用の場の拡大にもつなげることが必要であると考えています。

そのために小河内観光の拠点を整備することや湖面を含めた観光環境の充実を図ることを提案いたします。

具体的には、小河内観光の拠点を整備する点においては、1、小河内観光の中核である小河内振興財団を中心部のダムサイド付近に構え、観光客への情報提供や観光客の情報収集をするとともに、各施設や町観光協会とのネットワークを強化する。もう一つは、拠点には地元の田舎料理などが食べられる食事どころや奥多摩のお土産を購入できる湖の駅だとか、森の駅的な小河内観光の総合施設にする。建物としてはできれば水と緑のふれあい館などが利用できればいいんじゃないかと思っています。もちろん町の施設じゃありませんので、その辺のこともあるかなと思います。

次に、観光環境の充実についてですが、1つは、山のふるさと村の園内に湖面を利用したのカヌーやサイクリングロード、小菅村の道の駅にあるフォレストアドベンチャーなどを奥多摩湖の自然を生かし、森林や湖と共生できる施設を増設する。2つ目には、いこいの路周辺の森林の中に花の公園をつくるとか、湖面に面した樹木を間伐して景観を確保するなどして、いこいの路をもっと楽しんでもらえるようにする。湖面につり橋をかけ、奥多摩湖の両岸をつなぎ、散策のパターンを広げたり、湖面から周りの山々を眺められるようにする。道路や駐車場の整備も必要かと思います。

そこで、次の質問にお答えください。小河内地域の活性化のための小河内観光の振興について、町の考えをお聞かせください。また、小河内地域の活性化について町はどのように考えていますか。あわせてお答えください。

2件目の質問です。町の元気なまちづくり推進事業についてお尋ねいたします。

町は平成 17 年度から住民が主役となったまちづくり・地域づくりを推進するために身近なまちづくり推進事業を始めました。この事業は、平成 26 年度までの 10 年間で 55 件の申請があり、そのうち 42 件が採択され、3,172 万円の交付がありました。その後、元

気なまちづくり推進事業と名称は変わりましたが、現在も住民の自主的なまちづくり・地域づくりを支援しています。

私は、住民主体によるまちづくり・地域づくりは過疎化が進行している奥多摩町にとってはとても大切なことであると思っています。今後もこの元気なまちづくり・地域づくり推進事業の推進を期待しています。

そこで、元気なまちづくり推進事業の中に、自治会を対象にした推進事業を設けてほしいと思っています。もちろん地元の協力団体のPTAや老人会、消防団などとの共催でもよいと思っています。個人や一つの団体の取り組みに加え、各地域による地域づくりを進めてはいかがでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。現在の元気なまちづくり推進事業の状況と今後の方針についてお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、小河内観光の振興についてであります。小河内地域は古くから名湯と言われる鶴の湯温泉の湯治場として栄えた地域でありましたが、都民の水がめの確保を目的に、昭和 32 年に小河内ダム（奥多摩湖）が完成以降は、電車や路線バスを乗り継ぎ、町内で 1 泊するというダム観光で大いににぎわいました。また、ダム観光に多くの観光客が訪れるようになったことから、小河内地域には旅館や民宿等の宿泊施設やドライブインなどの飲食店が多くつくられ、小河内地域の観光振興、地域振興が大きく前進した時代でもありました。

このダム観光が与えた影響は、小河内地域だけにとどまらず、氷川地域や鳩の巣地域の宿泊施設や飲食店、そして土産物屋にも波及効果を与え、町全体が観光立町として大きく輝いた時代でもありました。

しかし、昭和 39 年の東京オリンピックを契機に、時代は高度成長の時代に入り、マイカーブームが到来し、滞在型のダム観光は日帰り型のドライブ観光へとさま変わりをいたしました。

現在の小河内観光は、日原鍾乳洞とともに町の 2 大観光地として現在も多く観光客が訪れる拠点には変わりはありませんが、先ほど申し上げましたように、日帰り観光客が増加したことに伴い、旅館や民宿等の宿泊施設、飲食店などの後継者不足が大きな課題とな

っております。

町としましては、とりわけ小河内地域にあつては峰谷川溪流釣り場、綿羊の放牧場、水と緑のふれあい館、山のふるさと村など、地域に合った特色のある観光拠点を整備して、小河内地域の住民の雇用の場をつくり、現在も小河内振興財団が中心となって、これらの施設における住民の雇用を促進しているところであります。

議員からは、さらなる小河内観光のために道の駅、湖面を利用したカヌー、サイクリングロードなどさまざまなご提案をいただきましたが、ご存じのように、小河内ダム周辺の土地は、水源涵養を目的に、その多くを都水道局が所有しており、その目的は水質保全であることから、湖面利用も含め、現段階ではダム周辺にこれらの施設を建設することは、町単独では非常に難しい状況にあります。

また、小河内ダムの湖面利用につきましては、既に町議会の中でも同趣旨の一般質問が繰り返されているところであり、町としても小河内ダム建設当時から現在に至るまで毎年要望をしておりますが、東京都においては、都民の約 8 割の飲料水を利根川水系、荒川水系から確保している状況の中、また、都民の飲料水を提供しているこれら他県のダムが湖面を開放していない状況の中、現時点において小河内ダムの湖面を開放することは、他県に対する説明も難しく、困難であるとのことであります。

今後の小河内観光の推進につきましては、町に訪れる観光客が年々増加している状況も踏まえ、町で整備してまいりました各種観光施設、さらに多くの観光客が来てもらえるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小河内地域の活性化についてであります。小河内地域は小河内ダム建設に伴い、945 世帯、6,000 人の住民が移転を余儀なくされましたが、村に残る住民の更生対策として、奥多摩湖愛護会が設立され、山のふるさと村、水と緑のふれあい館の運営や周遊道路の管理、鶴の湯温泉の販売など、小河内地域住民の雇用や地域振興に努めてまいりました。

しかし、平成 20 年に公益法人制度改革関連 3 法案が施行されたことに伴い、奥多摩湖愛護会は収入のほとんどが請負による収益事業であることから、税が優遇される公益法人には残ることができず、町と再三協議を行った結果、奥多摩湖愛護会を解散し、町が 100%出資する一般財団法人小河内振興財団を平成 24 年 3 月 14 日に設立し、現在に至っております。

また、奥多摩湖愛護会は公益法人であったことから、設立時の定款には会を解散する場合は、その残余財産は地方公共団体に寄附しなければならないと明記されていることから、町に対して現金及び鶴の湯温泉の権利を寄附して解散したものであります。

現在、小河内振興財団及びおくたま地域振興団財団において、奥多摩湖愛護会時代に 42 名の社員であったものを 4 年間で 5 名採用し、現在では 47 名の社員を雇用し、雇用の面からも地域に貢献しておりますが、加えて、峰谷の森林恵工房峰におけるシカ肉の処理及び販売、また、鶴の湯温泉については、町内はもとより、青梅市にある奥多摩路にも販売するなどして、収益の増加を図っているところであります。

平成 28 年度からは、以前綿羊の放牧場であったいら畑がワラビの産地でもあることから、都西多摩農業改良普及センターの支援をいただきながらワラビの栽培を行っており、本年試験的に水と緑のふれあい館で販売したところ、大変な好評をいただきましたので、今後はこのワラビ園をさらに充実することで、ワラビそのものの販売に加え、ワラビの加工品にも取り組んでいく考えであります。

いずれにいたしましても、町全体が人口減少に直面し、住民の高齢化率が上昇している中、地域コミュニティの維持や消防団員の確保を初め、さまざまな問題が発生しておりますが、とりわけ小河内地域の人口減少と少子高齢化は町の縮図であるにとらえておりますので、今後も小河内地域の観光振興には全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

この 6 月に発行した「広報おくたま 6 月号」に掲載しておりますが、町の人口が前月に比べて 15 人増加いたしました。これは町の最重要課題、最優先事業として取り組んできた町独自の 15 項目にわたる子育て支援、若者の定住対策の効果であると考えております。何もしなければ、毎月 15 人から 20 人の人口が減少していきます。

町では現在、住民皆様から善意で寄附していただいた空家に若者に定住してもらおうと若者定住支援事業を展開しておりますが、今後は人口減少の著しい小河内地域、日原地域においても、この事業を展開していく予定であります。町の 2 大観光地と言われる小河内地域、日原地域に若者が定住し、次代を担う後継者にならなければ、たとえさまざまな観光施設を整備しても、その労働力が町外から来ていたのでは何のための、だれのための施設なのかとなってしまいますので、町制施行 60 周年記念式典において私が宣言しましたように、今後も若者の定住、観光の振興に全力で取り組んでまいります。

特に、今、議員からいろいろ言われました施設でございますけれども、そういう意味では、小河内ダム周辺というのは非常にいろんな部分で難しい部分がございます。それをさかのぼりますと、当時、ダムをつくる时候にお互いに約束事があるわけですね。そういうものが相当縛られております。特に、今まで奥多摩湖に船を浮かべろというのを盛んに言われてまいりました。都村協定、東京都と村が結んだ協定の中には、遊覧船については将

来考慮するというふうに書いてあります。だから、とりようによってはできるのではないかということで、私自身もそれに取り組みました。特に、一番近隣の相模湖でありますけれども、相模湖で当時住民の人たちと結んだのは、遊覧船をやらせると書いてある。協定に。したがってそれを実行してきたわけですね。将来ということでもありますから、その問題の文書とも、あるいは調査をしましたけれども、そういう点で非常にその壁が厚くて、だから過去にきちっと約束事しておかないと、どっちでも読めるようなことというのはなかなかそれは難しいよということでございまして、それ以降、小河内ダムの水が冷水対策がありましたけれども、このときにも 44 項目の約束事をしまして、非常に今、議員から提案あったような問題もありますけれども、これもなかなか今の段階では非常に難しいというふうに思います。

それからもう一点は、今現実には小河内にいろんな施設をつくったとしても、小河内の人たちがその働き手にならないんですよ。奥多摩振興財団もそうでございますけれども、そのうちの半数とまではいかないけれども、町内の人、あるいは場合によっては丹波や小菅の人を雇うということでもありますから、そういう点でそれが本当に町のいろんな予算を使ってやったときに、地域の振興に結びつくのかなということもございまして。そういう点ではいろんな意味で地域の振興をしていくというのは、地域の雇用、それから地域の活性化というのが大きな目的でございますから、そういう点では着実に一つ一つやっていく。そういうことしか今の時点ではないのかなというふうに私は思っております。

特に顕著な問題としては、峰谷の釣り場の問題でございますけれども、これについても町では相当の投資をいたしました。しかし、実際にはそれを地域の人たちが自分たちで守り、自分たちでそこに仕事をするという部分がなかなか難しくなってきました、そういう逆の問題が含まれておりますので、何か物をつくる、何かをやればその部分がバラ色的に解決するということではありませぬので、私は着実にやっていくということでご理解をいただきたいなというふうに思っております。

次に、元気なまちづくり推進事業についてであります。まちづくり事業につきましては、平成 17 年にまちづくり・ひとづくり支援事業の名称でスタートし、平成 19 年度までの 3 年間にわたり事業を行いました。また、平成 20 年度から身近なまちづくり推進事業として、平成 26 年度までの 7 年間にわたって事業を行ってまいりました。この 10 年間の委員会事業を除いた事業申請件数は 49 件、採択件数は 36 件、事業支援実績額は 2,923 万 8,000 円であります。

そして 27 年度からは元気なまちづくり推進事業として現在に至っております。この事

業は、住民が主体となったまちづくりの活動を支援し、住民等と行政の協働により、住民が生き生きとした活力ある地域づくりを目指して、すべての住民が元気で住み続けられるまちづくりを実現することを目的としております。

現在の元気なまちづくり推進事業の状況と今後の方針についてであります。事業開始から3年目となる平成29年度までに申請16件、採択14件、支援額につきましては平成29年度は申請額の段階ですが、3カ年で331万5,000円という状況であります。

申請された事業につきましては、住民を中心とした元気なまちづくり委員会委員9名による審査を行い、基準得点以上となった事業について採択し、支援金を交付する方式をとっております。

今年度につきましては、まちづくり委員による審査及び町長報告を終え、各申請者に結果通知を差し上げたところであります。申請5件に対しまして採択3件という状況でございます。

これまでに支援した事業には食育事業のように、後に町の事業とされたものや町の公式タブロイド版を作成するブルー・グリーン・ジャーナルのように、町に移住された方が事業に応募し、採択されたものなどさまざまな形でまちづくりに浸透している事業がございます。

そもそもこの事業の始まりは、第4期長期総合計画の策定に際し、5部会50名の町づくり計画住民委員会から提案のあった事業で、住民が発議し、住民が審査をして、すぐに実行するという趣旨のもと、この事業を開始したものであります。このような事業は、他の区市町村では例の見ない先進的な事業だというふうに思っております。

当時、第4期長期総合計画について提案されたものを具現化をして、予算化をして、先ほども申し上げましたが、住民が発案をし、住民が審査をして、それで実行してもらう。その間、町長である私であるとか、町の職員が一切口出しをしないで住民自身が行ってもらうということを基本に置きました。したがって、最終的な審査が終わった段階では、私自身は報告を受けて、その内容について詳しい説明を受け、それを可とするか、否とするかという最終判断をさせていただいておりますけれども、ずっとそのようなことで行ってまいりました。

この元気なまちづくり推進事業は3カ年の一応時限事業としております。3カ年ごとに事業を継続するか否かを委員会の委員の皆さんにも議論して判断をしてもらい、それを実行するかということで、私自身が最終的な判断をし、継続し、実施してまいりました。そういう点では、当初の名称から幾つか名称は変わって、今は元気なまちづくり事業という

ような名称でやっているところでございます。そういう点では、当初は予算が 500 万から始まりましたが、予算を限らず、当時、補助金を出すという感覚ではなくて、今では 100%事業、それは非常にみんなの目で見ても、どう見てもこれは住民皆さんが積極的にやる、100%その事業予算を使ってやることは妥当であろう、あるいは 80%が妥当であろう、2分の1が妥当であるというようなことも含めて審査員の審査をしていく皆さん方が公平、公正に審査をして決めております。そういう議論がなされ、もちろんプレゼンテーションもやりますから、プレゼンテーションをきちっとやれないようであれば、その部分ができないわけでございますから、そういう点で報告を受け、私自身が最終的に判断をさせていただいているということでございます。

議員からは、その受け皿を地域色を生かしたという点で、自治会が受け皿になったらどうかというようなことがございます。事業の実施者である自治会、自治会というのは住民の集まりですから、住民の皆さんの何人かの人がそういう部分をやるということについては、私は決してそれはいけないとは申しませんが、自治会そのものは、今、町の中では一応公の団体として自治会長さんは区長さん、自治会長さん、また、町としては自治委員として任命をしておりますから、そういう意味では、特定の団体というふうにとれるんではないかなというふうに思います。

したがって、当初の住民計画委員会の皆さんが申し上げた、提言してくれた部分とは、ちょっと変わってしまいますので、そういう点ではいかなものかというふうに思っております。そういう点で今後も、ある意味ではその地域を生かす、また地域の中でいろいろ話し合いをしてもらって、今は何人かの人たちが自主的にグループをつくって申請をしております。あるいは個人で申請するものもございます。そういう点で若者同士が地域の中でいろんな話し合いをして、それは地域を限ったことでも結構でございますけれども、そういう目がだんだん出ていただいて、結果として、この地域の何人かの若者がいろんな意味で、この事業にかかわりを持つというふうになってもらえば、私はありがたいんじゃないかなと。むしろ団体が何か固まって何かをするという意味じゃなくて、元気になるのはそれぞれの住民の皆さんであり、それぞれのグループであるというのがこの趣旨の原点でありますから、ご提言いただいている部分がありますけれども、そういう部分を含めて今後ともそういう観点から、この事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

○8番（高橋 邦男君） ありません。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、木村圭議員の一般質問から行います。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

では、私のほうから1点質問させていただきます。公共工事より発生する建設副産物の処理について。

道路、橋梁、上下水道の新設・維持、住宅地造成などの公共工事は、住民の生活環境の維持・向上のために必要不可欠であります。

公共工事の建設現場から発生する土砂やコンクリート、アスファルトコンクリート塊等の建設副産物は増加傾向にあります。奥多摩町も同様の状況にあると思います。この建設副産物のうち、一般廃棄物である発生土は処分場の確保が年々困難な状況にあり、発生抑制とともに発生土利用の促進を図ることが求められております。発生抑制については、設計段階での土砂の掘削量抑制や住宅地造成では土砂の切り盛り量のバランスを加味することなどの工夫が必要です。

発生土利用では、広域地域での流用、用途別利用方法、土質改良工法などの施工上の工夫により有効利用を図ることができます。これにより発生土の処分量の抑制ができれば土砂処分場の延命になります。

また、産業廃棄物であるコンクリート、アスファルト塊等は破碎して再生路盤材として利用する、さらに破碎・分級してコンクリート骨材として再利用されています。

奥多摩町は秩父多摩甲斐国立公園内であり、発生土の仮置き地、処分地は他地域に比べて規制が厳しく、対応が難しいと思います。

奥多摩町の公共工事より発生する建設副産物のここ5年間の減量方策と処分量、今後の新たな減量方策についてお考えをお伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1 番、木村圭議員の公共工事より発生する建設副産物処理についての一般質問にお答えを申し上げます。

現在、町が発注している工事は、町道、林道、農道、下水道、住宅建設等の工事でありますが、工事に伴い発生する建設副産物は工事現場外に搬出される建設発生土、コンクリート、アスファルト、木材、汚泥、紙くず、金属くず、ガラス、陶器などのほか、これら混ざり合った建設混合廃棄物などがあります。

また、工事に伴い発生する発生土は土砂でありますので、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当いたしません。

また、この発生土には土地の造成工事により発生するものや港湾や河川のしゅんせつに伴って生ずる土砂、その他これに類するものがありますが、一方、工事に伴い発生する汚泥は廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当いたします。

町ではこれらの建設土砂や産業廃棄物の処理につきましては、従前から国土交通省及び東京都リサイクルガイドラインに基づき、適正な処理とその減量に努めてまいりました。

しかし、当町は急峻な場所が多く、道路建設時には大量の土砂が発生することから、当初設計の段階でなるべく切り土・盛り土等が等しくなるよう運土の計画を策定し、残土コストの抑制を図っておりますが、それでも応分の残土捨て場は必要になってまいります。

このため平成 19 年度に都環境局の許可を得て、槐木に残土処分場を建設して、建設残土の処分を行っておりましたが、平成 24 年度に予定量の 3 万立米に達しました。このため、昭和石材にお願いし、町内入川残土処分場に搬出して、残土運搬費の抑制を図っておりましたが、この処分場についても平成 25 年度をもって利用ができなくなり、現在では、青梅市成木の東京都活用土協同組合の処分場に搬出をしております。

また、平成 24 年度から 28 年度の 5 年間の建設残土につきましては 1 万 2,625 立米で、その他、建設副産物につきましては、コンクリート 577 立米、アスファルト 301 立米、金属くず 0.3 立米、がれき 20 立米、碎石 6 立米となっております。

今後の建設副産物等の減量対策につきましては、公共工事における適切な工法の選択等により建設発生土の抑制を図るとともに、建設副産物につきましても適切な処理と再資源化に努めることで、さらなる減量に努めてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 木村圭議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○1 番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございました。質問ではないんですけど、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

副産物のうち、発生土が一般的には残土と呼ばれているものですが、これは一般的には強度が十分あればそのまま利用できるということになります。また、不足した場合でもさまざまな方法で安定処理など施すことで必要強度を確保し、道路、路床、盛り土、埋め土、埋め戻し土、または狭隘部の充てんなどに流動化処理を施すことで充てん材として使用できるとか、またさらに気泡剤を添加することで擁壁の裏埋め材料としてドアつけ原材料などとして利用できると。さまざまな工夫で残土の再利用が図られると考えております。これもすべて経済メリットが成立してこういう改良なりができることになりますので、今後ともぜひこういう廃棄物を少なくするというところでお願いできると思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1 番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、7 番、宮野亨議員。

〔7 番 宮野 亨君 登壇〕

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

私のほうから2点お伺いいたします。

高齢社会の孤独・ひきこもりに対してレンタルロボットをについて。

介護についてのテレビ番組で介護用ロボットを取り上げていました。国はコミュニケーションロボットを介護の現場に取り入れたらどうなるかという実証実験を大規模に行っています。その取り組みで市販ロボット 19 種類、500 通りの反応ができる赤ちゃん型やペット動物型など、姿も機能もさまざまなロボットを介護施設で実際に使用し、それが利用者の生活にどのように影響するかを実験していました。

ロボットは、利用者それぞれの介護プログラムに基づき、活動を促す声かけをします。時間に応じた声かけだけではなく、ロボットと連動した室内カメラが利用者の行動も感知しています。例えば、日中横になっていた状態が1時間続いたら、ロボットがそれを検知して、「長くベッドに寝ていますね。どうされましたか。そろそろ起きませんか」と言います。そして起き上がるとカメラがスマートフォンに起き上がり検知として表示されます。カメラの映像はパソコンで見ることができ、プライバシーを保った状態で確認できるので、利用者也安心です。

また、新聞には分身ロボを開発した方の記事が掲載されていました。開発者は小学5年生から3年半ひきこもり、孤独のつらさを知り、孤独に苦しむ人の手助けをしたいと存在

を伝え、体験を共有できるロボット織り姫を製作。このロボットはスマホやパソコンで簡単に遠隔操作できる高さ 20 センチほどの上半身だけのロボットです。愛きょうがあり、うなずいたり拍手したりや会話ができます。実際に入院中の母親が小学生の息子とこのロボットを通じて会話を交わし、お母さんが本当に家にいるみたいと息子は述べています。

この開発者は、難病患者や高齢者に使ってもらおうと会社を設立、昨年 7 月から本格的にレンタルを開始。孤独の解消には社会への参加が欠かせないとも言っています。

コミュニケーションロボットは約 1 万円から 45 万円。高額ロボットは長期保証つき。レンタルロボット織り姫は月 3 万円で年契約です。

高齢化率 48%の奥多摩町においては、今後孤独高齢者がふえると思います。多くの台数を一度に導入は難しいと思いますが、少しずつ貸し出せる事業を検討していただきたいと思います。会話の少ないひとり暮らしのご高齢者に利用していただき、認知症予防や離れて暮らす家族にも安心していただける高齢化社会の実現のため考えますが、町のご所見をお伺いいたします。

それと続きまして、もう一件、有害鳥獣の捕獲檻について。

春先から畑にイノシシに荒らされたとの相談が何件も寄せられています。ある方は 3 月に 1 度目、5 月には 2 度目と続けて被害に遭いました。6 月には小芋が収穫できると楽しみにしていたところでした。町には現在、イノシシの捕獲おりは 3 基あります。平成 27 年度の事務報告書から、イノシシの捕獲数は、23 年度 11 頭、24 年度 13 頭、25 年度 11 頭、26 年度 13 頭、27 年度 21 頭と記載されています。

今後、高齢化による猟師の減少に伴い、有害鳥獣の増加が見込まれます。そこで効率よく捕獲できる檻の導入を検討していただきたいと思います。観光産業課のお考えをお伺いいたします。

以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7 番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、高齢社会の孤独・ひきこもりに対して、また、ひとり暮らしの高齢者の認知症予防や安心・安全のためにコミュニケーションロボットを貸し出したらいののではについてお答え申し上げます。

現在、高齢者福祉施設を中心に、介護ロボットの導入が進んでいると言われております。この背景には、急速に進む高齢化、施設入所者の増加に伴い、必要となる介護従事者の不

足や業務負担の増加が問題となっており、その解決策の一つとして介護従事者を物理的にアシストする装着型ロボットや排せつや食事を支援する機器、リハビリのための体操を中心としたサービスを提供するロボット、人間の言葉をよく理解でき、積極的に話しかけるコミュニケーションをとることができる、会話ができる介護ロボットなどが導入されています。特にコミュニケーションができる人型ロボットは、介護予防として認知症予防やセラピー効果、運動機能の維持・向上など、多岐にわたる機能を有しており、施設の介護従事者の負担軽減にもつながっております。

こうした人型ロボットは、人工知能を搭載しており、日常会話だけではなく、個人を認識して一人ひとりの会話内容を記憶し、それぞれの内容に合った会話を積極的に進めることができ、インターネットを接続することにより、天気やニュースなどの情報も提供するほか、歌を歌ったり、ダンスを踊るなどのパフォーマンスにより、高齢者施設に導入された場合は施設全体を明るい雰囲気にするなど大きな効果があることが報告されております。

一方、議員からご紹介のあったコミュニケーションロボット織り姫は、会いたい人に会いに行ける、行きたいところに行けるをコンセプトに、インターネット経由の遠隔操作で手や首の向きを自由に動かし、相手と会話ができる、利用者にとっての分身となるロボットであります。この織り姫には人工知能が搭載されていませんので、織り姫自身が何かをしやべるということはなく、遠隔操作をする人がインターネットにより、織り姫のマイクを通してその場所の音声を聞いたり、カメラを通してその場所の映像を見たり、スピーカーにより遠隔地から自分の声を伝えたりすることができるものであります。

そのため一人では動くことができない高齢者と遠隔地からでも会話ができることから、離れて暮らす子どもや孫と織り姫を通じて日常的に会話することにより、ひとり暮らしの高齢者の日常生活に安心と潤いを与えることにつながります。

また、自由に行動できない高齢者がタブレット型コンピュータを見ながら、介護者が織り姫を移動させることにより、自宅にいながら買い物をする、お墓参りをするといった、いろんなところに出かける感覚を味わうことができるものであります。

高齢者が一人で暮らしている場合、どうしても会話が少なくなることから、認知症になる確率が高くなることも指摘をされております。織り姫は日常的に会話することにより、認知症予防につながるなどの効果が期待できるものですが、人工知能が搭載されていないことから、冒頭に申し上げた人工知能を搭載した人型ロボットと違い、どうしても会話の相手をする人が必要となります。

また、利用するに当たっては、タブレット型コンピュータも必要となりますので、こう

した操作も考えると、現状のひとり暮らし高齢者世帯での導入については慎重に判断する必要がありと考えております。

町では平成 23 年度より希望する高齢者世帯に生活状況に応じて反応する生活リズムセンサーを設置し、365 日、24 時間電話を通じて看護師と会話することで、日常生活の不安を解消することができる高齢者見守り相談事業を実施し、あわせて専門の見守り相談員が定期的に町内のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、必要に応じて地域包括支援センターにつなげるなど、地域全体を見守る体制をとっております。

また、平成 28 年 4 月には金融機関、郵便局、電気事業者、生命保険会社、生活協同組合など生活に直結した事業者と見守りネットワーク協定を締結し、行政と民間事業者が協力して高齢者世帯を見守る体制を構築しております。

さらに認知症の予防として、希望により地域の自治会単位で、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症を正しく理解していただくための事業も実施しております。

こうした事業を通じて高齢者の見守りと認知症予防に努めていることから議員ご提案のレンタルロボットにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

特にロボットの分野の目覚ましい発展といたしますか、そういう部分がありますので、そういういろんな部分を見ながら研究をさせてもらいたいと思います。しかしながら、終局的には人間が、人間同士が話すというのが一番いいのではないかなと私は思っております。そういう点では、非常に人間のつながりの深い奥多摩町でありますから、そういうことを大事にしながら、その以降、またこういう時代が来たときにどうするかなということも検討していきたいというふうに思っております。

次に、2 点目の有害鳥獣の捕獲檻についてであります。町は町の全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、豊かな自然に恵まれていることから、シカやイノシシなどを初めとして多くの野生動物が生息しているため、畑に出没しては町民の皆さんが育てた農作物を食べ荒らし、鳥獣による被害を多く発生しております。

町民の皆さんが育てた農作物を獣害から守るため、獣害対策といたしまして、東京都猟友会奥多摩支部に協力をいただき、有害鳥獣捕獲を実施しており、昨年度も年間に 113 回、出動人員 1,403 名体制で実施をしております。実績といたしましては、シカについては 165 頭、イノシシについては 16 頭、猿は 2 頭捕獲しております。

獣害を迅速に、かつ効率的に抑制するため、町民の方から獣害の連絡があった地域を優先して実施しております。

現在、イノシシの捕獲対策としては、平成 28 年度にイノシシによる被害が多く発生したため、センサーカメラを設置した上で箱罠を設置し、イノシシの行動を分析しながら罠の見回りを行い、捕獲を実施しております。東京都の補助金をいただき、イノシシ捕獲用の箱罠については、平成 26 年度に 2 基、27 年度に 1 基購入し、足くくり罠についても平成 28 年度に 3 基、29 年度は 5 月中旬に 5 基を購入し、町内の獣害が多く発生している地域に設置をしております。

まとまった面積の大きい農地については東京都の補助金を活用し、鋼材の電気柵を設置しており、平成 28 年度にはイノシシによる被害を多く発生している地域において、イノシシ、シカ、猿に対応した鋼材の埋め込み式電気柵を 437 メートル設置いたしました。

また、町が実施している獣害対策としましては、簡易電気柵の購入補助を実施しており、平成 28 年度には 5 地区 5 名の耕作者に、今年度は現在まで 3 地区 4 名の方に申請をいただき、電気柵を設置することでイノシシやシカの侵入を防止し、耕作者による自衛の対策も行っておりでございます。

近年、猟友会の高齢化が進んでいることから、新たな捕獲隊員を確保するため、狩猟免許取得費用の補助を行っており、この補助制度を活用し、平成 26 年度に 1 名、平成 27 年度にも 1 名捕獲隊員が加入し、有害鳥獣捕獲に参加をしていただいております。今年度についても 1 名が狩猟免許を取得したいとの意向を持っております。

また、罠による捕獲を重点的に実施していくため、平成 28 年 10 月に新たに 5 名の捕獲隊員が罠猟免許を取得し、町内の獣害被害の多い箇所罠を設置し、罠猟による捕獲を実施しているところであります。

いずれにいたしましても、今後とも猟友会との連携を図り、銃器や箱罠、足くくり罠による捕獲を強化し、町民の皆さんが安心して農作物が栽培できるように、さらなる獣害対策を猟友会の皆さんとともに連携をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○7 番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。再質問じゃございません。要望になっちゃいますけども、本当に先ほど町長述べられていた 473 メートルですか、その囲いのおかげで、その檻をよけておりてきてジャガイモやられたという人の嘆きかな、楽しみにしていたのがとれなくなっちゃったんで、そういうことで檻を設置していただいたりする現場の作業に携わる職員の皆さんには本当に申しわけないんですけども、今後もっと研究や努力をして 1 頭でも多くとっていただくよう、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、7 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、4 番、清水明議員。

〔4 番 清水 明君 登壇〕

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

それでは、今回 2 点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、棚沢地域の災害に備えた道路整備についてでございます。

多摩川南岸道路の整備の進捗に期待を持つ一方、棚沢自治会内では多摩川左岸の急傾斜地、崩落危険箇所を多摩川に沿って国道が開削されたため、過去に大きな崩落が発生し、国道が通行止めになったことがあります。この危険性の高い道路にはいまだ安全な歩道が確保できない状況にもあります。

多摩川左岸を古里方面、入川に向かう尾根越えの道路整備が望まれるところですが、雲仙橋を迂回路とするほうが現実的な選択とも考えます。

棚沢地域を例に災害に備えた道路整備計画について町長の考えを伺います。

次に、小型無人機ドローンと自動走行バスの動向について伺います。

小型無人機ドローンに関しては、農業への利用、観光への利用、橋梁等の点検作業、災害時の被害状況の把握、宅配など、多方面にわたる利用可能性が報道されております。実例を挙げますと、御岳山観光では既に空撮をホームページに載せ、PR に活用していますし、町内でも同様の空撮が利用されております。近隣では、あきる野市に積極的な利用が見受けられます。小型無人機ドローンの操縦技術を競う大会もあきる野市内で昨年開催されました。

また、秋田県仙北市や沖縄県南城市での無人運転バスの実証実験は、奥多摩のような過疎地に暮らす人には朗報と受けとめられております。また、車の自動走行は過疎地の交通システムとしてオンデマンドと併用すれば、よりきめ細かい需要にこたえることのできる移動手段と考えます。

このように過疎地における課題の幾つかについて解決の糸口となる技術開発が進められておりますが、町の取り組みについて考えを伺います。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、棚沢地域の災害に備えた道路整備についてであります。国道 411 号線の棚沢将門付近につきましては、特に山側が急傾斜なため、過去に大崩落があり、通行止めになったことがあります。幸いにも崩落した上部に集落がなかったことで人的な被害はありませんでしたが、当時は国道 411 号線が町の東西を結ぶ唯一の基幹的道路であったことから、住民にとっては大変な問題になりました。

議員からこの将門付近の歩道設置や万一の災害に備えて、棚沢地域を例に町の道路環境についてのご質問をいただきました。国道 411 号線の棚沢将門付近の歩道設置やウツボ沢付近の急カーブの改良等につきましては、以前から東京都西多摩建設事務所に要請しているところであります。東京都西多摩建設事務所におきましては、現在、多摩川南岸道路の建設に全力を挙げており、決められた予算配分の中で多摩川南岸道路の建設と国道 411 号線の改良を合わせて行うことは非常に困難であるという回答をいただいております。

また、東京都西多摩建設事務所による所管につきましては、西多摩 8 市町村の中においても奥多摩管内の工事費は 8 市町村の中でも常に上位に位置しており、今以上の予算の確保は非常に難しいということでもありますので、町としても、町の悲願である多摩川南岸道路を優先してもらうよう要望するとともに、国道 411 号線においても危険箇所の補修等については迅速に対応していただくようお願いしているところであります。

次に、棚沢地域を例にして有事の際における町の道路状況についてでございます。

国道 411 号線の上部にある棚沢地域の集落は、過去に崩落した将門以西にあることから、有事の際には、議員が申されますように、雲仙橋を渡り、多摩川南岸道路経由で氷川方面、青梅方面にアクセスすることができます。また、雲仙橋が通行不能になった場合、国道 411 号線の海沢大橋から多摩川南岸道路経由で青梅方面にアクセスすることができます。このため棚沢地域にあっては、隣接する小丹波地域と尾根越しで林道を建設する必要はないと考えておりますし、何よりも多摩川南岸道路の建設は観光シーズンにおける交通渋滞の緩和と有事におけるバイパス道路の役割を目的としておりますので、とりわけ棚沢地域につきましては将門まで南岸道路が完成しており、さらには今後、丹三郎の吉野街道まで全線が開通すれば、有事における道路事情に障害もなく、多摩川南岸道路がその機能を十分に発揮していただけるというふうに考えております。

先ほど 6 番、石田芳英議員の一般質問に答弁しましたように、都が単独で実施している都施工林道により棚沢坂下と海沢、そして梅沢と寸庭が循環できるようになり、町にあっては川井と大丹波を循環させる予定でありますので、議員が申されます災害時には、これら集落を結ぶ循環道路が大いに役立つものと考えております。

次に、小型無人機ドローンと自動走行バスの動向についてであります。

町では平成 28 年 5 月から、大学共同利用機関法人情報・システム研究開発機構国立情報学研究所、通称 N I I と共同研究の契約を結び、これまでに 2 回のプレス発表を含め、小型無人機ドローンの実証実験及び研究を継続しております。

また、同年 12 月には内閣府主催の第 14 回東京圏国家戦略特別区域会議において、東京都から提案された多摩地域でのドローン特区が承認され、奥多摩町、檜原村、あきる野市が実証実験の計画区域とされ、町では本年 4 月に議員皆様を初め、東京都各局、警視庁、消防庁など多くの参加のもと、3D レーザー計測やリアルタイムの画像転送システムなどの実証実験を行ったところであります。

ドローンは、議員が申されるように、観光・農林関係の利用、公共施設の点検作業、災害発生時の状況把握、宅配など、さまざまな利活用の可能性があると言われております。

初めに、国立情報学研究所 N I I との共同研究についてであります。その目的はドローンと機械学習を活用した社会インフラ適用に関する研究とされております。これは複数のドローンを一体的に運用できるよう、ネットワークの構築に向け、ディープ・ラーニング（深層学習）による状況認識の技術を活用して、安全かつ安定した自動制御を行う航空管制システムの開発に取り組んでおります。

この具体例が、昨年 12 月に議員皆様にご参加いただきました登計原の総合運動公園で行われましたドローン飛行管制システム公開実験ということになります。この実験では複数のドローンを同じ空域に飛ばし、N I I が開発した飛行管制システムにより人間の操縦ではなく、システムが自動的に衝突の回避行動をとるという実験を行いました。

この実験の意味ですが、ドローン関連産業が日々成長し、近い将来、複数のドローンが日常の運搬手段、あるいは災害時の捜索活動など、さまざまな目的のため、同時に、かつ同じ空間に投入されることが予測されます。このような状況のもとでドローンを安全に運用するために必要なシステムが航空管制システムということになります。

また、ドローン特区につきましては、東京都政策企画局が中心となって、奥多摩町も参加しておりますが、この特区では使用する電波の周波数帯が通常の 2 ギガヘルツ帯から 5 ギガヘルツ帯に引き上げられ、ドローンでの撮影・操作性が安定化し、より詳細な画像の撮影と分析ができるようになっております。

町におきましては、将来、具体的な研究成果の社会還元として、山間部地域での物流支援、農産物の獣害対策、災害救援活動への応用、観光振興や新産業創出による地域活性化などを想定しており、これにより安全で安心な暮らしの確保を含め、トータル面での住民

へのサービスの向上が図られるものと期待しているところでございます。

今申し上げましたように、ドローンについてはいろんなところでいろんなニュースや情報が出ますけれども、現実的にはそれを利活用するところまで行っておりません。議員の皆さんが実証実験で見ていただいたように、航空管制すらまだうまくいってない、あるいは遠くの距離まで飛ばす、あるいは遠くの距離の部分を撮影する、そういうところまでまだ行っていないわけですから、そういうものができた段階で町としては孤立化対策、あるいは火災予防、土砂災害の危険性のある場所等瞬時にとらえるようなドローンができた場合には、それを町で購入して利活用していきたい。その前段で今、実験をしているところでございますので、あきる野市でやっている実証実験も、奥多摩とあきる野市と檜原が同じ目線でやっている中間段階でありますので、そのように理解していただければありがたいなというふうに思っております。

次に、自動走行バスの動向についてであります。新聞等の報道によりますと、この6月に政府がまとめる新たな成長戦略、未来投資戦略 2017 の概要が知らされましたが、この戦略では自動運転や健康、金融など5分野を指定し、投資や施策を集中するというもので、人工知能やロボットを活用して次世代産業の創出と少子高齢化などの社会的課題の解決を目指しております。

5分野のうち、移動革命の分野では、自動運転やドローンの項目が記されております。これは物流現場で深刻化する人手不足の解決を図るというもので、具体的には新東名高速道路で1人のドライバーが運転するトラックを無人の自動運転トラックが追尾する隊列走行実験を2020年に実施し、安全性を確認した上で、早ければ2022年の商業化を目指すというものであります。

また、ドローンにつきましても2018年から離島や山間地での荷物配送を実施、2020年代に都市部でも本格化するという内容であります。

自動運転技術の一部を取り入れた自動車は最近販売されましたが、完全な無人走行、無人運転は実験が始まった段階であります。ドローンの場合もそうですが、無人飛行や無人運転には人工衛星からの電波による位置情報が必要となります。現在、世界で広く利用されているアメリカのGPS（全地球測位システム）は合わせて31機あり、いまや暮らしに欠かせないものとなっていますが、日本から視界に入る衛星が少なく、測位誤差は最大10メートルを超えることがあります。

このため従来のGPSを補完し、産業利用を目的に日本版GPSである測位衛星みちびき2号機が本年6月1日に打ち上げられ、成功いたしました。みちびきは1号機が2010

年、平成 22 年に打ち上げられており、今年度中に 3・4 号機を打ち上げ、来年度から 24 時間使える 4 基体制の測位サービスを開始する計画となっております。

みちびきは、日本上空にとどまる特殊な軌道を飛行することにより、測位誤差を世界最高精度の 6 センチ以下まで小さくできるとのことであります。自動運転を初め、災害時の安否確認システムなど、新しい産業への活用が期待されております。

これらの技術開発がもたらすメリットは、高齢者の移動手段や人手不足に悩む過疎地においても小さくないものと考えております。ドローンの場合は、変動する気象条件への対応やバッテリー容量を含め、遠距離飛行への対応、自動走行バスについては安全性確保やインフラを含めた交通システムの構築、そして法規制やコストの問題など、とても一つの自治体が単独で実施できる状況にはありませんが、N I I と共同研究を行っているように、町のような山間地域だからこそ技術の開発のフィールドに活用されるような状況が生み出せるよう積極的な働きかけを関係機関と連携を図りながらさらなる進歩をし、実用化に向けて早く使えればいいなというところで一緒に研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。

○4 番（清水 明君） 再質問はありません。以上です。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4 番清水明議員の一般質問は終わります。

次に、5 番、小峰陽一議員。

〔5 番 小峰 陽一君 登壇〕

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。

では、2 点質問させていただきます。

去年のちょうど 1 年前のこの議会で清水議員が質問している事項と重複するところがありますが、新たに奥多摩町公共施設等総合管理計画というのが 28 年の 3 月に制定されていますので、その内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

この計画は、公共施設の老朽化に伴う施設等の更新、統廃合、長寿命化を長期に計画的に実施すると記載されております。計画の期間は 28 年から 57 年の 30 年間で、対象設備は公共設備全般となっております。建物の現状は、新耐震基準以前の建物、昭和 56 年以前の建築物の比率は 25.9%、新耐震基準以降の建物は 74.1%となっております。経過年数が 20 年以上の物件については 70%以上ありまして、建築系及び土木系公共施設に係る総費用は 30 年間で 226 億円と記されております。年に直しますと年間 7 億 5,300 万円が必要だということになります。町民 1 人当たりの負担額に換算しますと 15 万円パー年と

ということで、それは28年から平成42年の間ですが、それ以降の負担額は2.4倍から4倍になると記載されております。

住宅施設だけをちょっと見て表にしてみました。町営住宅としては栃久保第1、第2、それから栃久保余ヶ野、小河内住宅、若者住宅、川井住宅、公営住宅としては公営栃久保住宅、公営日向住宅とありまして、本年は小河内住宅が改築されるというふうに聞いております。

住宅関係だけでも総費用としましては8億2,400万円かかるというふうに書かれております。それについて住宅関係に、何しろ規模が大きいもんですから、ちょっと住宅関係だけに絞って質問をさせていただきます。

資金の調達はどのようにお考えでしょうか。町民の負担は軽減されることを願っております。

それから更新スケジュール、年度、施設、費用をわかりやすく表にしていだけないでしょうか。これについては住宅に限らず、全般で30年間の計画がわかれば教えていただきたいと思います。

それから次に、公営栃久保住宅が建設されたのが昭和55年というふうになっていますので、これについては新耐震基準でないような気がします、そこら辺はどうなのでしょう。

それから更新時期の順番の決め方としてはどのように考えているのでしょうか。

それから公営日向、栃久保余ヶ野住宅については老朽化が進んでいるという話が聞かえてきますので、ここら辺も時期の更新については考慮をお願いしたいと思います。

また、更新が決まった建物についての住民説明会は、十分余裕を持って早目に行っていただきたいなというふうに思います。

それから、2件目ですけど、一般住宅の耐震診断・耐震改築に補助金を支給していただけないかということです。

近年、大災害が発生することが予想され、各家庭でも非常食等の準備をしていることと思います。町では今年度予算で災害時非常持ち出し用品を全戸配布するということになりました。その内容が議会の初日に発表されまして、非常に内容が濃くて立派なものを支給していただけるということでありがたく思っております。

町民が所有する建物は全町で3,000戸弱あると思いますが、昭和57年の新耐震基準以前に建設がされた建物が多くあるように思います。災害発生時に被害を最小限にとどめる対策を積極的に進める必要があると考えます。この対策の一つとして建物の耐震化を奨励

してはいかがでしょうか。これには町民皆さんに負担がかかりますので、耐震診断・耐震改築の費用の一部を補助していただけないかというお願いです。

以上２件について町の考えをお伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） ５番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、公共施設等総合管理計画は、平成 26 年 4 月 22 日付で総務大臣から計画策定の要請が行われたことにより、各自治体で取り組みが始まりました。平成 29 年 3 月 31 日現在の計画策定状況につきましては、都道府県及び指定都市で全団体、市区町村では 98.1%の団体において策定が済んでおります。

この計画は、これまでに整備し、活用してきた公共施設等が今後、改修や更新時期を迎えることにより、多額の維持、あるいは更新費用が見込まれる中、全国的な人口減少に伴う税収減、あるいは少子高齢化社会の進行に伴う扶助費等、社会保障費の増大といった課題といかに財政バランスをとっていくのかが喫緊の課題と思っており、将来負担の軽減や各年度の維持更新費用の平準化を図るため、まずは公共施設等の全体的な状況を把握することを目的に策定をされました。

したがって、計画上では突出した更新費用が見込まれる年度もありますが、そのような結果が出ているということを踏まえ、必要な対応方針を検討することが重要とされております。

町全体の更新費用の将来見通しにつきましては、議員が申されたように、億単位の多額の支出が推計されております。

ご質問の１点目の住宅関係に絞って資金の調達をどのように考えるかについてですが、総務省の更新費用試算ソフトに基づく更新単価を用いますと、町営・公営住宅の大規模改修時の費用は合計で 8 億 2,000 万円ほど、また、建てかえ時の費用は合計で 13 億 6,000 万円ほどになります。

更新年度につきましては、平成 26 年 2 月に策定した奥多摩町公営住宅等長寿命化計画に基づいており、建設年度により更新時期も異なっております。この更新に係る財源の考え方ですが、公営住宅では国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金といったものが挙げられます。また、町営住宅に関しましては、国・都補助金の該当はなく、町がこれまでに建設してきた既存の町営住宅では、国の起債や東京都振興基金といった借入金により財源対策を行ってまいりました。このほかに町の積立金である公共施設等整備基金の活

用も考えられるところでありますが、同時に東京都に対しましては財政支援を求めてまいりたいと考えております。

次に、更新スケジュールについてであります。現在、町では 10 団地 101 戸の公営住宅・町営住宅を管理しており、最も古いもので昭和 55 年、1980 年建設の団地があり、築後 30 年を経ている公営・町営住宅は全体の約半分に当たる 50 戸という状況であります。

公営住宅・町営住宅の更新等については各住宅の状況を見きわめつつ、建てかえや用途変更、あるいは廃止等も視野に入れた適切な対応が必要であると考えております。特に大規模修繕等が必要な対象住宅は、長寿命化計画とのすり合わせを行いながら、定期的な点検及び早期の修繕・改善により更新コストの縮減を目指すとともに、中・長期的な維持管理計画の策定を検討してまいります。これまでも老朽化した公営住宅・町営住宅を中心に、順次、安全性や効率的管理の面からの改善や住宅ストックの有効活用を図ってまいりました。

今後のスケジュールでございますが、平成 27 年度にスタートいたしました第 5 期奥多摩町長期総合計画に基づき、奥多摩町公営住宅等長寿命化計画により順次計画的に推進してまいりたいと考えております。

議員が申されますように、更新スケジュールをわかりやすい表にとのことでございますが、計画案の見直しを図ってまいる予定でもあり、現行の計画から変更となることもございますので、概要について説明させていただきたいと思っております。

長寿命化計画の期間につきましては、平成 26 年度から 35 年度までの 10 カ年ですが、公営栃久保住宅については、計画では 37 年に建てかえとなっているため、平成 29 年度から用地交渉、平成 30 年度に基本設計、31 年度に実施設計を行い、おおむね 10 年の全体計画で順次事業を実施する予定でございます。その他の住宅につきましては、判定結果では改修及び改善が必要とされておりますので、平成 30 年度より再度住宅診断を行い、診断結果に応じ、改修等を継続的に行ってまいります。

また、今年度につきましては、町営小河内住宅の改修工事を予定しております。改修内容につきましては、屋上防水、外壁、手すり、内部の畳、木製家具、ガラス等のそれぞれの改修を行い、施工に当たっては居住者の理解とご協力をいただきながら実施をしてまいります。

今後の住宅の改修・更新等にあつては、社会情勢や入居者との協議状況により、その実施時期を適宜見直していく必要があり、毎年度の事業計画や予算の定めるところにより確定し、効率的な修繕や改善を居住者の合意形成のもとに計画的に推進してまいります。

特に、この住宅建設につきましては、今申し上げましたように、幾つかの部分がございまして、計画をそのまま実行するだけではなくて、見直しの方法も必要であろうと。特に全面的に建てかえる場合には種地が必要ですから、既に種地を取得するために栃久保に用地の確保を少しずつ図っております。そういうことを図らないと、壊して、もう入るところがないと。その人たちが入るところがなくなっちゃうわけですから、そういうことを含めて、今後いろんな意味で全体的な事業費、戸数、あるいは場所の問題等を含めて検討し、町で言う長期計画の中の5年間の計画をつくって、3年間の実施計画をつくって、翌年度の財源確保をして実施をするという手順は変わりませんが、トータルとして今後必要な改修が、あるいは改築が必要な部分はこうなんだという計画でありますから、そのように理解していただければありがたいなというふうに思っております。

次に、3点目の公営栃久保住宅は新耐震基準で建設されているかについてでございますけれども、新耐震基準は昭和56年6月1日に施行されておりますので、昭和55年に建設した公営栃久保住宅は旧耐震基準の建物となります。

次に、4点目の更新時期の順番の決め方でありまして、公営・町営住宅の更新時期の判断は、公営住宅等長寿命化計画策定指針により、1次判定から3次判定までの判定基準を設け、手法選定のフローをもとに行っております。

1次判定では、経年変化、需用、高度利用の必要性と可能性及び改善履歴による評価を行い、維持管理、建てかえ、用途変更、廃止のいずれかとなる判定ができなかった建物については、継続判定として2次判定を行います。

2次判定では、1次判定の結果、継続判定とされた建物を対象に躯体の安全性、居住性の順に評価を行い、住棟別の事業内容を検討するものであります。

3次判定では、1次判定及び2次判定の結果を踏まえ、6項目から団地単位、または団地の一部を対象に総合的に検討を行い、建物別の事業内容に関する最終判断により更新時期を決めております。

次に、5点目の公営日向住宅、栃久保余ヶ野住宅の老朽化についてであります。公営日向住宅は、コンクリート造の2階建てで、昭和57年、58年の2カ年で7棟24戸が建設されたもので、築後30年以上が経っている住宅であり、更新時期が平成31年度となっておりますので、調査結果を踏まえ、屋根防水の修繕・給水・排水ポンプ等の取りかえを予定しております。

次に、栃久保余ヶ野住宅は、10棟10戸を平成11年度から平成14年度の4カ年で建設された住宅で、築後18年が経っており、設備の老朽化や入居者から住宅の不備について

報告もあることから、その都度、修繕対応している状況でございます。このため今後は予防保全的な改善が必要とされておりますので、修繕計画にあわせて実施をしてまいります。

次に、6点目の更新時期の建物の住民説明会についてであります。更新時期が決まった住宅の整備は、多くの居住者が住み続ける中で工事等を推進することが多くなり、実施に当たっては居住者の合意形成を図らなければならないというふうに考えております。そのため建てかえ等の実施に当たっては、居住者の理解と協力を得ることが重要であるというふうに考えております。説明会を適宜実施し、情報提供と意思疎通に努め、居住者の合意による事業の実施を基本として事業を予定する考え方であります。

また、工事中の人の出入りや騒音、公営住宅間の住みかえや建てかえ事業時での長年住みなれた住宅からの移転などは、高齢者にとって身体的、精神的に負担が大きいものと考えられ、高齢者に配慮した対策も検討してまいりたいと考えております。

今後、建てかえを行う住宅については、住宅形式の検討を含め、建設費を極力抑えるものとし、高齢者や単身者住宅、ファミリー世帯向け住宅等に加えて、若者のIターン・Uターンを受け入れられる多様な間取りを研究するなど、多様なニーズに対応できる住宅供給を行うとともに、収入超過及び高額所得者については、民間の空き家等に住みかえをお願いするなど、入居者の実情に合った住居を確保してまいります。

また、当町の場合には、公営住宅・町営住宅が各地域にそれぞれ分散して立地していることから、本計画に基づく長寿命化改善や建てかえ事業、維持管理等を行うに際しては、建てかえ後の入居者と地域住民とのよりよいコミュニティ形成のため、地元自治会や地域住民の方々の協力が重要でありますので、このため整備等に対しては地域住民との調整を十分に図って住宅政策を推進してまいりたいと思っております。

次に、一般住宅の耐震診断・耐震改築に補助金の支給についてであります。

南関東地方では、今後30年以内にマグニチュード7程度の大地震が発生する確率が70%であり、首都直下型地震等による東京都の被害想定では、東京湾北部で地震の起こった場合、都内の建物約280万棟のうち約11万6,000棟が全壊、約32万9,000棟が半壊と予測され、町においては立川断層帯地震が発生した場合には、全壊が37棟、半壊が101棟と予測されております。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な原因での死者数が約5,500人、そのうち約9割の人が住宅や建築物の倒壊等による圧迫死であったとされております。

地震による倒壊は、昭和56年6月以前の古い建築基準で建築された建物に大きな被害が見られ、住宅などの倒壊により火災の発生する危険性が高まり、救助活動などの妨げと

もなったとのことであります。

また、昨年4月に発生した熊本地震では、震源地が移動して広範囲にわたるとともに、大雨も加わって時間の経過とともに家屋や傾斜地などの被害が大きくなり、全壊が8,700棟、半壊が3万4,000棟、一部損壊が約14万8,000棟と大きな被害となりました。この地震でも被害は建築基準法が改正された昭和56年6月以前に建築された古い木造家屋が多くなっていたようであります。

東京都が平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、東京の防災対応力の強化を図るためにさらなる耐震化の促進が必要であり、必ず来る大地震に対して、倒れない世界一安全・安心の都市・東京の実現を基本理念として、耐震化の新たな目標と施策を提示いたしました。計画期間は平成28年から37年度までで、特定緊急輸送道路沿道建築物は100%の耐震化、一般住宅については耐震化率90%、かつ特に倒壊の危険性が高いI s値が0.3未満の建築物の解消を目標として定めております。

町においても平成23年4月1日に東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行され、同年6月28日に国道411号線が特定緊急輸送道路に指定され、耐震診断の実施が義務化されたことから、地震発生時の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、昭和56年6月1日以前に建築され、道路を塞ぐおそれのある建築物を東京都多摩建築事務所の指導のもと調査し、該当となった24棟について、平成24年12月1日付で特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断、補強設計、耐震改修に係る3本の要綱を整備し、国・都の補助事業として補助を行い、耐震診断を実施したところでございます。

さて、ご質問の町における町民が所有する専用住宅の耐震化を奨励し、耐震診断・耐震改修の一部を補助することについてであります。町民が所有する専用住宅は、木造・非木造合わせて3,400棟あり、そのうちの約半数が昭和56年6月以前に建築された建物であります。

東京都内における一般住宅の耐震診断、耐震改修、耐震シェルター等設置における助成制度につきましては、都市計画区域外である奥多摩町、檜原村、島嶼町村を除く都内の51区市町村で耐震診断、耐震改修の助成制度を、25の区市町で耐震シェルターの設置助成制度を実施しており、これらの助成の対象家屋は、現に居住の用に供している一戸建ての木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築した住居で住宅であることが条件となっております。

町では一般家屋に対する耐震診断等の助成制度を実施しておりませんが、実際に助成制

度を実施している近隣の自治体の状況を見ますと、耐震診断・耐震改修ともに、それぞれの費用に対して補助金が 100%交付されず、自己資金の負担があることから申請が少ないこと、町で実施した特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断においても耐震診断額は全額補助で、自己資金の負担はないものの、耐震診断結果から改修が必要となった場合、自己負担額は多額となることからの理由から、なかなか申請をいただけない状況でございます。

このようなことから、町における一般住宅の耐震診断、耐震改修の助成制度につきましては、東京都耐震改修促進計画の目標も見据えながら、引き続き調査・検討してまいりたいと思っております。

重ねて申し上げますけど、先ほど説明したように、町で一般の住宅を建築する場合には建築確認をとっておりません。都市計画外ですから。都市計画外になっているのは、先ほど申しましたけれども、檜原と奥多摩町、それから島嶼地区は都市計画外ですから、都市計画の網をかぶっておりませんから建築確認が必要ありません。したがって、建築確認をとらないと、今の 56 年以降については建築確認をとりますから、耐震診断も含めて、それに合った部分じゃないと確認申請をして許可がおりないわけですから、そういう部分を全くやっておりませんから、相当の部分、この耐震の問題については、いろいろありますけれども、東京都で今、都内で木質化の問題等々ありますけれど、こういう問題も含めて東京都に対するこの問題についての対応認識等について関係の町村と一緒にやっていきたいというふうに思っております。単独で今やるというのはとてもいいですか、基本的なものがなければいけませんから、基本的なものがあって、これが 56 年以前ですよ、以降ですよというそれさえもわからないわけですから、そういう問題については、一般の住宅というのは、できれば認識を持って、これは建築確認を受けてもいいんです。受けると費用がかかるんです。都市計画区域内は受けなければだめなんです。奥多摩町で一般の人たちが住む住宅は建築確認を受けていいんです。受ければ自分の生命・財産を守れるんです。ちゃんと指導してくれるから。そういうふうに理解をしていただければというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。

○5 番（小峰 陽一君） ありません。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5 番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時35分から再開とします。

午後2時14分 休憩

午後2時34分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、大澤由香里議員の一般質問から行います。

[2番 大澤由香里君 登壇]

○2番(大澤由香里君) 2番、大澤です。

お疲れさまです。最後の質問をさせていただきます。

私からは3点質問させていただきます。

まず初めに、住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載について質問いたします。

昨年1月から社会保障と税の共通番号制度、通称マイナンバー制度が実施されました。この実施に伴い、社会保障と税の行政手続のための各種申請書に番号記載欄が設けられましたが、国税庁などは番号記載がなくても書類は受理するとの見解を示しており、実際マイナンバーの記載がなくても受け付けられています。

住民税特別徴収税額通知書への記載について質問します。住民税特別徴収税額通知書、以下通知書と言わせていただきます。通知書は、会社等が従業員の給料から天引きする住民税の額を地方自治体が会社等へ知らせるためのものですが、総務省が示した通知書の標準様式に今年度から新たに個人番号欄が設けられました。奥多摩町では従業員の個人番号が記載された通知書が各事業所に配達されましたが、受け取った事業主の方から、驚いた、非常に困るとの苦情が寄せられました。

さきに確認したように、社会保障分野と税の各種申請書には番号欄があっても番号を書かなくても受理されます。また、マイナンバー制度では従業員が事業所からマイナンバーの提出を求められても拒否することができます。しかし、通知書に市町村がマイナンバーを記載し、事業所に送ることにより、提出を拒否した従業員のマイナンバーが事業所に伝わることになります。そもそも事業者等の従業員は勤務先に個人番号の提示は強制されおらず、本人の承諾を得ないままの個人番号通知は、自治体であってもプライバシー権の侵害に当たり、憲法13条に違反するとの指摘もあります。その場合、その従業員がマイナンバーを記載し、発送した市町村を裁判に訴えることも考えられます。

通知書に個人番号を記載して送ることは、個人にも事業主にも自治体にも多くの問題が

生じます。

個人としては、マイナンバーを使いたくないという町民は少なくないと思います。申請書類などにマイナンバーを一切書いていないのに、自治体が個人のマイナンバーを書いて事業主に送ることによって、だれにも教えていないのに事業主が個人番号を知ることになります。自分の個人番号がいつ、どこから漏れるかという不安がつきまといます。

また、事業主にとっては安全管理体制が整っていなくても予告なく一方的に個人番号が通知されてしまい、万が一、番号が漏れれば罰則が科せられる可能性があります。また、自治体より通知された番号をほかに使うことはできません。勝手に社会保険手続などに利用した場合も処罰されることになります。

自治体にとっても個人番号は適正に管理運営せよと総務省より通知されていますが、事業主に対してそのことを徹底できるでしょうか。また、これまで普通郵便で送っていたもの特定郵便なり書留郵便内で送る場合には余分な税金を使うことになります。

このように個人にとっても、事業主にとっても、自治体にとっても通知書に個人番号を記載することにより、多くの問題が発生します。

住民税特別徴収通知書に個人番号を記載して事業主に送ることは何の必要性も、何のメリットもなく、多くの問題とリスクを伴うだけだと思います。今後、通知書に個人番号を記載するべきではないと思いますが、町のお考えをお伺いします。

次に、就学援助制度についてお伺いします。

就学援助制度は、学校教育法等において定められ、対象者は生活保護法に規定する要保護者と市町村の各教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者となります。この準要保護者の基準は各市町村が規定しており、奥多摩町では学用品費、新入学用品費、クラブ活動費など計 10 の費目があり、申請に基づき、それぞれ対象となる方に支給されています。今回はこの中で新入学学用品費について伺います。

新入学児童生徒学用品費（入学準備金）について。国の 2017 年度予算では、要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学児童・生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約 2 倍に引き上げられることになりました。すなわち小学生に対する補助単価は現在 2 万 470 円が 4 万 600 円に、中学生は 2 万 3,550 円から 4 万 7,400 円にそれぞれ引き上げられます。これは日本共産党の田村参議院議員が昨年 5 月の参院文教科学委員会で、新入学生が実際に購入する学用品費等が実態と大きく乖離している実態を告発して引き上げを求めているものにこたえて実現したものです。奥多摩町でも実態に即して引き上げをすべきではという質問通告をさせていただいておりましたが、昨日の補正予算で、奥多摩町でも国

と同様に引き上げをするのご説明でしたので、この点についてはご答弁は結構です。早速の対応ありがとうございます。

2点目に入学準備金を入学前に支給することについてのみ質問いたします。

この新入学学用品費は、保護者の収入認定を待って学校入学後に就学援助申請に基づき、奥多摩町では今までは7月に支給されることになっています。そのため実際に入学準備を行う3月の時点ではすべて自力で購入しなければならず、この負担は大変に重いものとなっています。特に、中学校に入学の際には、制服や体操着、通学バッグ、上履き等を合わせると7万円から10万円にもなります。入学祝い金や制服代は町から支給されるとはいえ、助成されるのは一たん支払った後です。そのため知人や金融機関などに借金をし、その費用を捻出せざるを得ないという方もおられます。また、現在は小学校入学前の者は補助対象外となっています。

文部科学省は3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小・中学生への入学準備金（就学援助）を増額し、支給は小学校入学前も可能とする通知を都道府県教育委員会に出しました。通知によると、援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できることとなりました。

これは生活保護での要保護者に対してのものです。準要保護者も同じような状況であることに変わりはありません。生活保護での要保護者に対しては必要な時期である入学前の3月に支給されています。準要保護者への新入学学用品費についても全国的には入学前に前倒しで支給する自治体がふえています。その方法は、前々年の世帯所得によって支給を決めているのがほとんどとなっており、そんなに難しい話ではありません。板橋区では仮認定を行い、支給時期を入学前の3月に前倒しで実施することを数年前から行っております。また、八王子市は就学援助制度とは別に、市が独自で新入学準備金を3月1日に支給することを今年度から実施しています。準要保護者への新入学学用品費の支給時期を入学前に前倒しすることについて奥多摩町ではどうお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

3点目の質問を行います。米軍機の低空飛行訓練について質問いたします。

ことし4月に町民の方が峰谷集落において低空飛行する米軍のC130 輸送機2機を目撃いたしました。高度1,000メートルよりも低いところを飛んでいたそうです。

そこで周辺の町民の方に、これまでの目撃情報などを伺いました。川野付近の住民の方

の話では 20 年ほど前から 3 カ月から半年に 1 回くらいの頻度で飛んでくるそうで、かなり低空飛行でダムの上を旋回し、Uターンしていくそうです。物すごく低いので、落ちてこないかとひやひやするとか、音が物すごくうるさくて恐怖を感じるといった声が寄せられました。

そこで伺います。町はこの米軍の低空飛行訓練について、どの程度把握されていますか。また、この訓練情報について事前に防衛省や横田基地などから連絡が来ているのでしょうか。

以上 3 点、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2 番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

なお、2 点目の就学援助制度についてのご質問につきましては、所管が教育委員会になりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。私のほうからは 1 番目と 2 番目の答弁をさせていただきます。

まず初めに、1 点目の特別徴収税額の決定通知書へのマイナンバー記載についてであります。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤整備として、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化の 3 つを目的に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、平成 28 年 1 月からマイナンバーカードの交付が始まりました。

ご質問の個人住民税特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載については、マイナンバー法及び地方税法の規定に基づき、地方税法施行規則が改正され、平成 29 年度分から個人番号を記載することとなりました。

制度開始に当たりまして、平成 29 年 3 月 6 日付で総務省自治税務局から特別徴収税額通知への個人番号記載に関する Q アンド A が送付され、法令に基づき、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することとなること、特別徴収義務者に対し、個人番号の提供をしていない者など、給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても特別徴収税額通知に記載することになることが改めて示されました。

町では、これら法令、通知等に基づき、個人住民税特別徴収税額決定通知書へ個人番号を記載し、通知することといたしました。送付に当たっては、誤配達等の配送事故による個人情報漏えい防止のため、普通郵便ではなく、かつ簡易書留に比べ、経費の抑制も図ら

れる特定記録郵便によることとし、平成 29 年 5 月 11 日に発付いたしました。

発付後につきましては、これまでに 4 つの事業所からマイナンバーが記載されていることについてのお問い合わせがございましたが、ただいまご説明しましたように、法令等に基づき、記載した旨の説明を行い、ご理解をいただいたところでございます。

なお、ご質問にありました国税庁の見解についてでございますが、国税庁ホームページでは導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、マイナンバーの記載がない場合でも書類を収受することとしておりますが、マイナンバーの記載は法律（国税通則法、所得税法等）に定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバーの提供を受けられなかった方に対して、引き続き提供を求めていますようお願いいたしますと記述されており、個人番号記載の義務があること、引き続き提供を求めていることを記載していることから、安易に記載しないことを認めているものではありません。

また、各事業所におかれましては、制度開始年であり、個人番号を給与支払い報告書へ記載し、提出すること及び個人番号が記載された個人住民税特別徴収税額決定通知書を受け取ることとともに、初めてのことでご苦勞もあることと存じますが、マイナンバー法第 12 条の規定により、各事業所については個人番号の利用実務実施者等の責務として、個人番号の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされておりますので、法令に沿った適切な対応をしていただいているものと考えております。

また、今後、個人住民税特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載するのかについてですが、町では今後も法令・通知等に基づき、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、米軍機の低空飛行訓練についてでございますが、アメリカ空軍の横田基地と航空自衛隊が設置されている横田飛行場は、福生市、瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、立川市、昭島市の 5 市 1 町にまたがる軍用飛行場で、アメリカ第 5 空軍司令部が置かれ、東アジアにおけるアメリカ軍の主要基地であり、航空自衛隊の航空総隊司令部なども常駐するようになり、日米両国の空軍基地となりました。

横田飛行場は、沖縄県以外の日本国内では最大のアメリカ空軍基地ですが、沖縄県の在日米軍基地のように、民有地の借り入れがなく、そのほとんどは国有地で占められております。

横田基地の基地関係者数は、軍人・軍属・家族が 8,800 人、日本人従業員 2,200 人の 1 万 1,000 人であり、常駐航空機は C130 輸送機など約 20 機となっております。

この横田基地に所属する米軍の航空機は、首都圏上空の千葉県を除く関東地方、山梨県、静岡県、長野県の9都県にまたがる9本の訓練飛行ルートを設定し、編隊飛行訓練を実施していることは資料により明らかになっております。

なお、訓練飛行ルートを見る限りでは、町はルートには入っておりません。

ご質問の米軍機の低空飛行、編隊飛行訓練についての内容の把握、訓練情報の町への連絡ですが、町では訓練情報の把握はしておらず、防衛省や横田基地から訓練についての連絡を受けたことも今までになく、状況もわからないことが現状であります。

しかし、ご質問のとおり、住民の方から情報の提供を受けたことから、その事実確認のため、東京都の窓口である都市整備局基地対策部、防衛省の地方組織として関東信越地方を管轄し、自衛隊・在日米軍と地方公共団体や地域住民とをつなぎ、管轄地域における防衛行政の拠点である防衛省北関東防衛局に連絡を行い、米軍機の飛行について情報収集を行いました。

防衛省北関東防衛局の担当者の話では、基地周辺5市1町で組織する横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成市町には、横田基地で実施される演習についての情報提供はされるものの、飛行訓練などによる米軍機の飛行目的、運用については事前にはなかなか応じてもらえないのが現況であるとのことであります。

ただ、具体的に米軍機の飛行を確認した日時・場所は特定でき、それに基づいて問い合わせをすれば、北関東防衛局から米軍に飛行目的などの情報を確認することは可能であるということであります。また、飛行中に万が一部品が落下した、爆音により家畜が逃げ出してしまったなどがあった場合は、北関東防衛局から米軍への対応要請をするとの回答を得ております。

そのようなことから、町といたしましても北関東防衛局、基地周辺自治体である瑞穂町を初めとする自治体との連絡体制を整え、情報の提供を受けるなど、情報収集に当たるとともに、米軍の飛行を確認した場合には問い合わせをし、回答を得ていくことで、飛行目的、経路などが明らかになるものと考えますので、住民の方からの情報提供をお願いするものでございます。

今後は米軍機の飛来に伴う安全性や騒音対策について、地域住民の安全・安心のため情報収集に努めるとともに、地域住民の不安が排除されるよう対応に努めてまいります。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 2番、大澤由香里議員の一般質問、就学援助制度についてお

答えをいたします。

子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくりをより一層進め、すべての子どもたちが教育を等しく受けることができるよう、就学援助制度の充実は大変重要であると認識をしております。

初めに、現在教育委員会が行っている就学に対する援助について申し上げますと、15項目の子ども・子育て支援推進事業助成金とは別に、全児童・生徒を対象として、宿泊学習補助、修学旅行補助、卒業アルバム補助などがあり、さらにはこれらに加え、特定の保護者に対しては就学援助費補助がございます。

まず、宿泊学習としては、古里小学校5年生が三浦移動教室、氷川小学校5・6年生が大島宿泊体験学習、古里小学校6年生が日光移動教室、奥多摩中学校1年生が高尾体験宿泊学習、2年生が新潟県岩原宿泊体験学習、3年生が修学旅行などを行っております。

また、卒業アルバムに対する補助といたしましては、小学校6年生及び中学校3年生に対して行っております。これは昨年度まではお一人1万円を補助しておりましたが、今年度からは卒業アルバム作成代金を全額補助に拡充することに加え、教員の負担軽減を図るため、アルバムに載せる写真をプロカメラマンに委託をし、入学式、運動会、学芸会や卒業式など撮影することといたしました。

次に、特定の児童・生徒に対する補助につきましては、議員のご質問にもございますように就学援助費補助がございます。この補助金は、学校教育法第19条により経済的理由により就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。

この規定に基づき、町の小学校、中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの家庭に対しては、学用品や校外学習費などの就学に必要な援助を行うことを目的といたしまして、平成25年度に施行いたしました奥多摩町就学援助費補助実施要綱に基づく就学援助制度を設けております。

この補助の対象者ですが、町内の小・中学校に在学をする学齢児童、または学齢生徒で、次のいずれかに該当するものと規定をしております。

1つ目は、児童・生徒の保護者が生活保護法に規定する要保護者であること。2つ目は、保護者及び世帯全員の前年における総収入金額が生活保護基準額に1.5倍をした額以内の世帯の児童または生徒であること。この対象者を準要保護者としております。3つ目は、教育委員会が援助を必要と認めた児童または生徒であることというふうに定めております。

支給費目は学用品費等、校外活動、体育実技用具費、新入学児童生徒用品費、修学旅行

費、通学費、給食費、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の10項目にわたります。

支給に当たりましては、保護者からの申請に基づき、就学援助費支給対象者審査会を開き、民生児童委員や学校長から家庭や学校での様子を伺い、審査会の承認を得て私が認定をし、教育委員会の承認を得るものというふうに定められております。

平成29年の5月末現在でございますが、審査をいたしました9名につきまして全員が準要保護者の世帯であったことから支給対象となったところでございます。

なお、この就学援助費補助制度につきましては、広く周知をするため、町ホームページに掲載するほか、制度の案内書を作成して、すべての保護者に配布をし、その徹底を図り、就学援助を必要とする世帯が申請できるようにしてございます。

ご質問の1点目の新入学児童・生徒用品費（入学準備金）の引き上げについてにつきましては、答弁は要さないということでございますが、今後支給に向けて順次準備を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の入学準備金を入学前に支給をすることについてということでございますが、国の基準である要保護児童生徒援助費補助金は、交付要綱において国庫補助の対象を児童または生徒の保護者というふうにしてございます。このため中学校への入学前の者は学齢児童に該当するため、これまでも当該補助の対象でございましたが、小学校へ入学前の者につきましては学齢児童に該当しないため、これまで当該補助の対象ではございませんでした。

このような現状にかんがみ、従来から補助対象とすることが可能であった中学校入学前のみならず、小学校への入学開始前の支給も補助対象にできるよう国の交付要綱の改正が行われたところでございます。

これに伴いまして町の補助につきましても対象者を児童・生徒の保護者に小学校就学予定者の保護者を加え、小学校入学前に新入学児童生徒用品費が支給できるよう要綱の改正をしていく方針でございます。

今後とも社会情勢などを注視をしながら、経済的理由により児童・生徒の就学が困難にならないよう、就学援助制度の趣旨に基づき適切な運用に努めてまいります。

なお、この制度とは別でございますが、町独自の施策といたしまして、子ども・子育て支援推進事業により、入園・入学・進学の際に支援金として、保育園等入園1万円、小学校入学者2万円、中学校入学者4万円を支給、また、中学生の制服等の支援事業として、議員からもお話ございましたが、制服代といたしまして、男子が5万2,596円、女子が5万7,888円を償還払いでございますが、支給をさせていただいておりますので、当町の実

質的な就学援助額は国の水準をはるかに上回る手厚い支援となっておりますことをご理解をいただきたいと存じ上げます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

まず最初の個人番号の件についてですけれども、私も見せてもらいましたが、総務省からのQアンドA、かなり厳しい文言で書いてあります。総務省自治税務局の通知では、個人番号の未記載は認めないという強制的な文言で指示されています。でありながら、書留郵便でなく、漏えいのリスクの高い普通郵便での通知も可能としています。余りにもずさんで無責任と言わざるを得ません。

奥多摩町ではさすがに普通郵便では危険過ぎるとして、特定記録郵便で送ったのですが、特定記録郵便というのは、郵便局が郵便物を受け取りました、配達局員が配達に出かけましたという記録が残るだけで、送り先に届くという保障はありません。ポストに入ったままであったり、誤配達があってもわかりません。盗難の危険性も否めません。

早速5月16日までに札幌市と徳島県美馬市でマイナンバーの流出がありました。札幌市によると、8人分のマイナンバー付きの個人情報を別の事業所に送付していました。原因は市の事務処理ミスや誤配達としています。美馬市では、事業所に送った通知書に従業員ではない5人のマイナンバー付き個人情報が誤って記載されていました。個人情報の万能鍵であるマイナンバーがついた通知書の郵送は、漏えいの危険や事務負担の増加などが指摘されています。

一昨年のマイナンバー通知書は簡易書留で送られ、手渡しで渡されました。もし仮に通知書に個人番号を記載するのであれば、マイナンバー通知書のように簡易書留で送るべきだと思います。しかしながら、先ほども答弁にもありましたが、普通郵便が1通82円であるのに対し、特定記録郵便ですと242円、簡易書留だと392円もかかり、郵送料だけでも大きな負担増となります。

話は変わりますが、中小業者の団体である全国商工団体連合会は、昨年12月15日、総務省へのヒアリングを行いました。住民税の特別徴収税額の決定通知書の問題を取り上げ、番号を記載しないと決めた自治体へのペナルティがあるのかとの質問に対して、同省は記載しないと決めた自治体に対してペナルティはない、地方税法上の罰則規定もないと明言しました。国が自治体に記載させる法的根拠はありません。自治体も相当なリスク管理と

経費の負担増があり、東京都内の市区町村の税務課長会は、総務省に当面は税額通知書に個人番号を記載しないことを認めるよう要望しています。各地の地方議会で番号の記載中止を求めて陳情する動きもあります。また、日本弁護士連合会は4月中旬、個人の情報をみだりに第三者に開示、公表させない自由を侵害するものと警告しています。

これらを受け、番号を記載しない自治体も生まれています。中野区では、普通郵便では漏えいのリスクがある。また、簡易書留で送ると郵送料の負担が増大することから記載しないことを判断されました。名古屋市や新宿区、世田谷区、板橋区、北区などでも通知書に記載しないとしました。小金井市はアスタリスク表示にしてマイナンバーがわからないようにするとしました。近隣市町村では、あきる野市、羽村市は記載しないとしています。奥多摩町でも今後、町民の個人情報を守るために通知書に個人番号を記載しない方針をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、就学前の前倒し支給について、奥多摩町でも入学前の前倒し支給を検討しているということで安心いたしました。

再質問ですが、いつから実施予定が決まっていたら教えていただけるとありがたいです。

米軍の低空飛行訓練について、ご答弁では奥多摩町でも頻繁に低空飛行訓練が行われているにもかかわらず、横田基地や防衛省からは何も連絡は来ていないということでした。

日の出町では、住民から米軍機の訓練について苦情が寄せられ、防衛省や横田基地などに抗議したところ、連絡情報が来るようになったと聞きました。調べたところ、防衛省北関東防衛局は、自治体から要請があれば訓練計画についてメールで通知するとの対応をとっているそうです。要請しないと何も言ってこない、勝手に上空を飛び回るという態度は無礼千万としか言いようがありませんが、住民の命や安全が脅かされる危険性がありますので、町として防衛省に対して今後の米軍機による訓練日程等を事前に通知することはもちろんのこと、奥多摩町上空での米軍機の低空飛行訓練を行わないこと、万が一事故が起きた場合の責任の所在、補償問題の明確化など、強く求めていただきたいと思います。また、訓練の内容、日時等の情報が入れば即座に町民に開示していただきたいと思います。町のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤議員の1点目のマイナンバーの通知の今後についてでございますが、こちらにつきましては通知書にアスタリスク等で番号を記載してい

ない自治体もあることは確かでございます。こちらにつきましては、まず5月23日の高市総務大臣の記者会見の中でも記者からそのような質問がありまして、大臣としての見解が示されておりますが、この中では特別徴収税通知書へのマイナンバーの記載は、マイナンバー法及び地方税法の規定に基づき、地方税法施行規則に定められた様式により記載することとされております。よって、マイナンバーの不記載や一部記載は法令上認められておりません。法令に基づき、特別徴収税額通知にマイナンバーを記載する必要があることにつきましては、これまでも通知を今議員がお持ちになっているものですが、周知してまいりましたと。しかし、記載しない市町村が見受けられますことから、5月18日に自治税務局長名で改めて通知を発出し、各地方自治体に適切な対応をとるよう促したところでございますということで、町のほうへも5月18日付で今ご説明したような通知が来ているところでございます。

今後につきましては繰り返しのご答弁になってしまいますが、先ほど町長から答弁させていただいたとおり、法令に基づき処理をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、他市町村等ですべてわかっているわけではないんですが、一部事情が聞けた市町村がありますので、そちらのほうのお話をさせていただくと、4万件ほど通知をする先があって、郵便局さんと協議をしたということで、番号を付番した上で、これは簡易書留にした場合ですが、付番した上で通知書を発送するとなると4週間程度は必要だというようなことが郵便局側のほうから言われたということで、この通知書については法令で5月末までに相手方に届けなければいけないということで、今回についてはその法令のほうで、そちらのほうが守れなくなるリスクがあるということから一部アスタリスクにして送付したというようなお話は伺っております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、2番、大澤由香里議員の2つ目の再質問にお答えさせていただきます。

就学援助費は毎年4月上旬に各学校を通じまして制度を周知する書類を全保護者にお配りをしております。援助を必要とする世帯からは申請書を提出していただいております。その後、民生児童委員の方、また、学校長などで構成する就学援助費支給対象者審査会の承認を得て、教育長が認定をするものとされているところでございます。

支給の方法につきましては、保護者から届け出のあった金融機関への口座振り込みとい

うことにしております、年に3回に分けて支給するものと規定されております。これに基づきまして7月と12月と3月、この3回に分けて支給をしております。

また、新入学児童生徒用品費につきましては、現在支給が決定し、最初の支給月であります7月に支給をしておりますが、就学予定者が補助対象者となるように要綱を改正した場合につきましては、11月ごろに行われる就学時健診のときに制度の周知を行いまして、援助が必要とする世帯の方に対しては入学前の3月に支給をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 2番、大澤由香里議員の3点目、米軍機の関係の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど町長からご答弁申し上げましたように、今のところ私どものほうには横田基地等からの訓練の情報の提供はないというのが実情でございまして、答弁の中にもありましたように、北関東防衛局のほうに今後の情報提供ということで申し入れを行っておりますけれども、なかなか訓練のルートにも入っていないというようなことで、事前に米軍のほうから飛行訓練の編隊飛行訓練等についての情報提供もなかなかもらえないというのが実情であるというような関係でありました。

いずれにしても住民の方からの情報提供等いただきながら、またそれを問い合わせをすることによりながら、今後そういう事前の情報提供等があればなというふうに考えております。

一点、日の出町の関係がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、周辺の5市1町には横田基地で行うパラシュートの降下訓練ですとか、オスプレイでの訓練とかの情報提供はあります。その中で隣接するといいますか、やはり実際に日の出町にもオスプレイ等が飛んできているというようなこともあって、日の出町からも私どもが行うことと同じようなことで問い合わせを重ねたことによって、影響があるような場合には事前の訓練についてですけれども、影響のあるような場合には情報提供がいただけるということですけれども、やはり事前の飛行訓練等の情報提供はなかなか応じてもらえないというのが現状でございました。

いずれにしても今後、情報提供等に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（大澤由香里君） ありがとうございます。

マイナンバー制度では、住民税特別徴収通知書に従業員のマイナンバーを記載して送付

することは自治体による従業員への重大な権利侵害になる可能性があることが指摘されています。国の指示だからと住民税特別徴収通知書に従業員のマイナンバーを記載して送付し、問題が発生したときには国は責任とってくれません。町民の個人情報を守る立場にある自治体として今後懸命な対策をとってくださいますように切に希望します。

入学前の前倒し支給、就学援助金については来年度から実施されるようですので、ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

米軍機の飛行訓練については、今後とも町として情報収集に努めていただいて、言わないと米軍はどんどん勝手に飛んできますので、連絡を密にさせていただいて、防衛省に対して飛行訓練について情報提供を求めるとともに、低空飛行をしないようにと、住民が怖がっているというふうに要望していただきたいと思います。

以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法 100 条 13 項及び会議規則 124 条の規定により閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成 29 年第 2 回町議会の閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきますと思っております。

今議会は 13 日に開会をし、きょうが 3 日目で閉会でございます。町からの提案した 9 件につきましては、条例の一部改正、あるいは専決処分、あるいは補正予算等含めて 9 件の案件につきまして十分なるご審議を賜り、全議員の皆様方のご賛同を得て同意・可決をいただきました。大変ありがとうございました。

この予算等々も含めまして、きょうは 11 名の議員の皆様から 17 件の一般質問をいただきました。その中には補正予算関連等も含めて私から答弁をさせていただきました。そういう点で、いろんな部分を含めて十分なご議論ができたのではないかなというふうに思っております。

最後でございますけれども、この議会の中でいろいろお話をさせていただきましたけれども、着実にいろんな部分をやっている、例えば子育て支援の 15 項目、あるいは若者定住化の建設の問題等々を含めて、数年にわたって着実に実行している政策が少しずつではありますけれども、古里小学校に入学児童が 20 名、ふだんであると氷川、古里が 8 名の入学であるけれども、10 名の子どもたちが入学できるというような問題、あるいは 6 月の住民基本台帳で 15 名の方々が人口が増えたと。これは何年ぶりかという状況でございますけれども、そういうのが数年かけて実行することによって着実に一定の成果があらわれてきたのではないかなというふうに思っております。

また、今非常に関心を持たれておりまして、私どもがやっている子育て支援、若者の定住、あるいは田舎支援暮らし住宅の問題等含めて、現在まで全国の北海道から九州までの含めて 27 の議会、あるいは自治体、団体が町に視察に来たいというような声も出てきております。そういう意味では、ある意味で先進的な部分を取り入れながらやっていた部分がいろんなところで話題になってきたのかなという気がいたしております。

前々から日本全国で新しい政策をやり、新しい部分でそれなりに全国にわかってくるまでには、私自身は非常に時間がかかるというお話をさせていただきました。確かに 1 年や 2 年ではその結果が出ないわけですから、そういう点でやっと緒についたのかなということでございますので、今後も少子高齢化対策につきましては、町の第 5 期長期総合計画を基本にしながら、この問題について真摯に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ます。

そういう点では、いろんな町がやる政策について、きょう最後の議会でございますけれども、議員の皆様方に十分なるご理解と、あるいは議会の皆さんにご理解をいただいた段階、次の段階では住民皆様の認識と、それからご協力を賜らないと、この実行ができないわけであります。そういう点では、もう少したつと、今どの市町村、あるいはどの県が誇りに持てるというようなランキング調査もしているようでございますから、できればうちの町が誇りを持ってこういうことができるということを全住民の皆さんが誇れるような町に早くしていきたいなというふうに思っております。

それからその実行に当たっては非常に財源対策が必要であります。今回も財源について、小峰議員から住宅の問題等についてのご質問をいただきました。非常に大きな財源が必要でございます。十数年来たって基金等積み上げておりますけれども、これもこれからのいろんな部分について、先の財源を今確保している。再三にわたって申し上げておりますけれども、下水道事業については平成 27 年度で 10 カ年の計画が終わり、今、減債基金が 13 億円積み上がっております。あと 2 億円ほど積み上げますと下水道の元利償還金、借金の返済は基金を取り崩すことによってこれが十分できます。そういう点では住民皆様の福祉の問題、あるいは社会基盤の問題等に一般会計から繰り出しをしなくても十分にできるという体制が整いつつあります。

そういう意味では、市町村総合交付金が 6 年連続で 15 億円の確保させていただきました。これが一番大きな財源対策でありまして、今後も 1 年かけまして職員ともども町の状況等を都に説明をしながら今年度も 15 億円を下らないような市町村総合交付金の確保のために努力をしてまいりたいと思っております。

今後とも議員皆様方のいろんなご指導とご提言等々を賜りながら、一緒になって町の進展のためにご協力を賜りますことをお願い申し上げると同時に、長時間にわたりましてご審議を賜り、感謝を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 24 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員